

# 福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和4年 3月9日・10日・11日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	健康推進課	2～19
2	福 祉 課	19～36
3	住民環境課	36～53
4	文化スポーツ課	53～66
5	子ども未来課	66～75
6	学校教育課	75～84

## 議事のおんまつ

午前9時 開会

○5番 寺平福祉文教常任委員長 9番 青木委員より欠席の連絡がきております。ただいまの出席委員は6名でございます。ただいまより福祉文教常任委員会審査を行いたいと思います。

### ①健康推進課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 まず健康推進課に係わる案件について審査をいたします。議案第2号 一般会計補正予算(第13号)健康推進課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)につきまして健康推進課に係わる部分、初めに一般会計の部分になりますが、健康づくり支援係長の北原係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 ご説明申し上げます。一般会計補正予算(第13号)をご覧ただいて25ページをお願いいたします。4款の衛生費に係わる部分になります。0401一般保健費の18負担金、補助及び交付金になります。こちらは伊那中央行政組合負担金の増額を補正するものです。伊那中央行政組合の方交付税に(聴取不能)されておりますけれども、その歳入が減額となったため差額を構成3市町村で負担するための増額をお願いするものです。続いて0407国民健康保険特別会計繰出事業費でございます。27繰出金です。国民健康保険特別会計事務費繰出金の減額です。こちらは上伊那広域連合負担金の減額に伴う事務費繰出金の減額を補正するものでございます。続いて保険事業費、0405母子衛生費の22償還金利子及び割引料になります。こちらは母子保健衛生費国庫補助金の返還金でございます。令和2年度に母子衛生費国庫補助金をいただいているんですけども、育児母乳相談助成券や産婦健診、産後ケア事業の実績に基づいて超過金を返還するための増額を補正するものになります。次に老人保健費0424後期高齢者医療事業費の繰出金です。後期高齢者医療特別会計総務費繰出金の減額です。先ほどの国保のものと同じで上伊那広域連合負担金の減額に伴う事務費繰出金の減額を補正するものになります。説明については以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 質疑なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第2号 一般会計補正予算(第13号)健康推進課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め、可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

続きまして議案第3号 箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第3号 令和3年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは国保6ページをお願いします。歳入となります。1款 国民健康保険税でございますが現年分につきましては所得割が想定より落ち込まなかったこと、また収納率も前年並みを確保できそうということに伴う構成でございます。滞納分、繰越額につきましては実績などに基つきまして補正するものでございます。7ページをお願いします。3款 国庫支出金でございますが、こちらにつきましてはコロナの影響による国保税現年度分の4月分からについて10分の1補助が出るものと昨年の11月通知がございましたのでそれに伴いまして補正をするものでございます。8ページをお願いします。6款 県支出金でございます。こちらの特別交付金でございますが、こちらにつきましてはコロナの影響によって国保税を減免していますが12月補正後に実施した分について10分の4補助が出ますのでそちらを増額したものでございます。9ページをお願いします。10款 繰入金でございます。01 一般会計繰入金でございますが、こちらにつきましては上伊那広域連合負担金減に伴うもので先ほど北原の方から説明したものでございます。一般会計の方の繰入金との（聴取不能）が減額となります。基金繰入金でございますが、こちらの方は基金繰入金につきまして全額これで落とさせていただくような補正となっております。10ページをお願いします。12款 諸収入でございます。01 一般被保険者延滞金でございますが、こちらは実績に伴いまして増額を補正するものでございます。11ページをお願いします。歳出でございます。01 総務費の4111 一般管理費でございますが、こちらは上伊那広域連合の負担金の減ということで補正をさせていただくものでございます。12ページをお願いします。6款 基金積立金でございます。4611 でございますが、こちらの金額を基金に積み立てるというものでございます。ご説明につきましては以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは議案第3号につきまして質疑ございますか。よろしいですね。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは採決いたします。議案第3号 令和3年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。

続きまして議案第 4 号 令和 3 年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 議案第 4 号 令和 3 年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）につきまして国保医療係長の小林係長からご説明いたします。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは後期 6 ページをお願いします。歳入でございます。01、1 款の後期高齢者医療保険料でございますが、こちらは見込みによりまして補正するものでございます。7 ページをお願いします。4 款 繰入金でございます。こちらにつきましては後ほど歳出で出てきます上伊那広域連合の負担金の減に伴い総務費の一般会計からの繰入金を減するものでございます。8 ページをお願いします。歳出となります。6700 一般管理費でございますが、上伊那広域連合の負担金の減ということで計上させていただいております。9 ページをお願いします。6720 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、こちらの方は保険料等の負担金の減の見込みから補正するものでございます。ご説明につきましては以上でございます。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第 4 号 令和 3 年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について可決すべきとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。次が振興計画になりますかね。

議案第 6 号箕輪町第 5 次振興計画の変更について健康推進課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。

○柴宮健康推進課長 課長それでは議案第 6 号 箕輪町第 5 次振興計画の変更につきまして健康推進課に係わる部分で変更のあった部分、追加した部分につきましてご説明いたします。振興計画の後期計画案の 73 ページになります。第 2 章の支え合い、健やかに心豊かに暮らせるまちの部分からになります。このページにつきましては変更はございません。次のページもございません。その第 2 章の第 1 節 地域ぐるみの健康づくりの部分で施策 1 健康づくりの推進という部分に赤字になっておりますが、ここの部分は当初の計画から以降健康づくり推進条例ですとか、受動喫煙防止条例ですとか、策定をいたしましたのでその理念に沿って健康づくりを進めていくと、そういった文章に変更になっているということと、生活習慣病予防として新たに高血圧に焦点をあてまして減塩チャレンジですとか、食生

活の改善を家庭、事業所含めて指導していくという部分を施策の中に文書の中に加えさせていただいております。おめくりいただいて次のページですけれども、新たに加えたのが歯科保健のところ、令和元年度かな、フッ化物洗口を開始いたしました。ですのでフッ化物洗口の取り組みということで取り組みという部分と歯科ドック、広域化した歯科ドックの部分、あと高齢者、昨日も説明しましたが保健事業の介護予防の一体的事業の中で高齢者の口腔機能の向上というところに力を入れていくというところでそういった部分を加えてございます。あと政策 6 の感染症のところでございますが、やはり新型コロナウイルスが発生しておりますのでその予防対策に力を入れていきたいという部分につきまして加えさせていただいております。以降、医療のところにつきましては特に変更はございません。健康推進課に係る部分以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございますか。副委員長

○6番 松本委員 76 ページの施策 1 の健康づくりの推進のところ、生活習慣予防のことが書かれているんですが、夏頃でしたっけ。尿検査みんなにやっていただいたっていう経過がありますが、どのような状況でどのような結果が現れましたか、分かりましたらいいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井健康づくり支援担当係長 塩分調査の方はさわやか健診、春と秋のさわやか健診で実施をしたものとあとさわやか健診対象外の国保以外の社保の方とおりますので個別の対応を秋に 2 ヶ月ほど実施しております。検査人数につきましては 2,026 人の方が総数で検査を受けております。そして健康づくり推進条例にもありましたように町ぐるみでということですので在勤者も可能としておりますので企業等へも呼びかけをしております。2,026 人のうち町民は 1,954 人、あと町内の方が 72 人検査を実施しております。その中で町民の方についてまとめたところ塩分の摂取量は男性で平均 9.9g でした。女性で 9.0g という結果になっております。目標量につきましては男性 7.5g 未満、女性 6.5g 未満と出されておりますのでそれに比べると高いという結果になっております。年代別にまとめたものもありますが、町民ホールにもちょっと展示をさせていただきましたが、20 代から 80 歳以上と 10 歳刻みで確認したところ、年代が上がるにつれて特に 50 歳を過ぎたころから徐々に塩分の摂取量が多くなっているという結果でしたが、どの年代も目標値には達していないという結果になっております。あと血圧状況とかちょっと絡めて塩分量をちょっと見ましたが、血圧で治療中という方のほうがそうでない方より摂取量は高いという状況がありました。結果の方は概要ですが以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 どうもありがとございました。それでね、私もやったんですが、やっぱりこの高いほう、9.いくつに入ってます。冬は特に摂りすぎちゃうかなって感じも、漬物も食べたりしますので、ありますが、私も医療生協の役員やっている傍ら月にいっぺん尿

検査毎回やってるんですよね。やっぱりやり出すと気になってね、食事のときに何々食べちゃったからちょっとお昼は控えようとかそういうような感じになりますんでね、町の方もこういうのも定期的にね、きちんとね、やってくってというのは非常に良いことだと私は思います。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 昨日もちょっと質問をさせていただいたんですけども、つまり特に後期高齢者、高齢化社会の進展の中でどうこれから町はというところなんですけれども、ちょっと私この振興計画見たときにどうも後期高齢者の医療について少し弱いかなって印象を私としては持ってるんです。例えば75ページからの地域ぐるみの健康づくりの中でも精神保健とかいろいろあるんですけど、高齢者の保険への取り組みみたいなものを入れても良かったのかなとか思ったりしますし、特に77ページの方の医療と施策3ですかね。医療と保健福祉の連携という方に後期高齢者の場合はそっちにシフトしていくのかなとか思いながら見たんですけど、最初からちょっと後期高齢者の問題、2025年問題あたりがちょっと欠けてたのかって印象を持っていますけど、しかし、力をその辺が強く書いてなくても基本的にはもう押し迫られた問題なので力を入れていかなきゃいけないんじゃないかという思いは持っています。ちょっとその辺のところですね、後期高齢者にもう少し目を向けるというかですね、高齢化社会に対応したいいわゆる健康づくりについてはそんなふうにご考慮されるか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 昨日ね、一体的実施のところでもご説明させていただいた部分もありますけれども、今までやってなかったわけではないんですけども、一応後期高齢者医療制度できて75歳になって広域連合の方に保険が移って行ってって流れの中で町の保健事業というのは特定保健事業の対象になる40から74というのが箕輪町市町村に課せられた年齢だったんですけども、これからは75以上も介護予防とともに保健事業をね、保健指導をしていきなさいよという流れになっています。私たちとしてはやはりそこに実は高齢になる前にという部分に重点を置くような形の意識を強くしていて、やはり若い頃からの健康づくりというのが高齢になったときに一番影響があって30、40とかそういった頃からはやはり生活習慣病予防に取り組んでいくって部分が一番大切かなと。やはり60とかね、その頃になって突然糖尿病とかそういったところの部分がでてくるといってもっと若い頃にねってところは現場にいても思うところがとてもあるので、これから一体的実施の中でも当然高齢者の方々にも保健事業、歯ですとか、体力づくりですとか、もちろん高齢になっても生活習慣病予防というところに力を入れて指導していくんですけども、かつ若い頃からのいうところに力を入れる。条例の中でもやはりお務めになっている企業の方々、私たち国保の加入者という部分が町は大きかったです。社会保険の方はやはり社会保険でというようなイメージが大きかったですけれども、町としましては条例の中で企業の方々、企業の中には当然町民でない方もいらっしゃるんですけども企業一丸となっ

て取り組んでいただくためにはそういった在勤者、町外の方も含めてやっていただくのが一番効率的だということで条例にも町内在勤者含めまして企業を含めた若い頃からの健康づくり、それを高齢者になっても続けていただくっていう部分の意識を持って健康づくりを推進していきたいなというふうに考えているところです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 そういう昨日もね、そんなに話答弁いただいているところなんですけど、ちょっとその辺のここには振興計画、それからちょっとそういう後追いのところもあるので振興計画になじまないかなという私も印象を持ちながら思ってたんですけどね。その辺も留意しながらまた町民の健康づくり進めていっていただきたいと、そういうことです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 おっしゃることよくわかりますので福祉課の方のね、介護の方とも一体的実施も今年初めて本格的に始まっているので介護予防の方とも連携しながらやっていきたいと思えます。ありがとうございました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 ちょっと蒸し返すようではいけないんですけど、さっきの減塩チャレンジの関係でちょっと私はあまりにも恐ろしくて出せなくて、多分出してるとまた%が上がっちゃうんじゃないかなとか思ったりするんですけど、一応先ほどの説明では国の平均が男性が7gというのが箕輪町では9.9とかちょっと高い数字が出ているということでしたけど、そういうこと調べた上でその前の75ページの減塩チャレンジなど習慣の改善につなげる事業というのは具体的にはどのようにやって抑えていこうというふうに考えているのかをお聞きしたいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井健康づくり支援担当係長 すみません、先ほど1点今塩分量のことを言っていたきましたが、ちょっと私の説明不足もありまして7.5g、6.5gというのは目標値であって国とか県もやっぱり10g近い、とか女性でもやっぱり9g超えてっていう摂取量、町も県と同様ぐらいの摂取量の平均値となっております。国の方でというか摂取目標を本来もっと低くてもいいんですが、目標量をまずは男性が7.5g未満、女性は6.5g未満を目指しましょうということで取り組んでいるところです。県はまずは8g未満をということで実施しております。そして減塩への取り組みについてですが、今年度は塩分量を測定してまずは自分の状態をちょっと推定ではありますけど知ってもらうということ、それからそれを企業へもちょっと周知をしながら若い頃に関心を持って取り組んでもらいたいということで減塩へのきっかけづくりとすることで検査を実施しております。県の状況とか町の状況と玄関ホールとかにちょっと展示をすることで減塩への意識を高めてもらう、実施へ向けて取り組んでもらうようなことをしております。あと(聴取不能)につきましては健診の結果説明ですとか、さまざまな事業の中で減塩についても取り組みはしております。また今後に向け

ましては特定健診の受診率をさらに向上させながら減塩と自分の血圧とを結びつけてちょっと考えてもらい、それから健康ポイント事業をしておりますのでそちらへも血圧絡めてちょっと意識を持ってもらいながら減塩へも取り組んでもらえるといいなと思っております。そして食育の推進的にも検査の方は来年度も実施する予定でありますが、そこからさらに自分の結果を去年に比べてどうだったかっていうのを確認しながらしてもらいとともに、減塩レシピの活用ですとか、あと子どもの頃からの取り組み等も併せてやっていきたいなと思っております。あとは企業との連携ということで出前講座等も企業にちょっとお知らせをしながら講座あるいは企業さんでの展示もちょっと考えていきたいと思っております。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 私のことであれですけど、ウォーキングの方はもう20何年も続いているんですけど、食べることについてはすごい気を付けていたことも過去にはあったんですけど、なかなかそれが持続しずずっと継続して気をつけていって塩分も少なくなっていくというのは中々難しいところもあるんで、持続してそういうことをやっていくのにはどういうふうにしたらいいかというのをもたまたちょっと研究していただいて町民の方にもわかっていただいとうまくいけばいいなと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井健康づくり支援担当係長 ありがとうございます。いろんな施策の方他市町村の状況等も確認をしながら進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。入杉委員

○13番 入杉委員 (聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井健康づくり支援担当係長 内容まではどんなものっていう把握をしてはいないんですけども、県の調査の方を見ますとやっぱり調味料からお醤油とかお塩、味噌、とかそういった調味料からが6割ぐらい通っているという状況のようです。

○13番 入杉委員 (聴取不能)

○三井健康づくり支援担当係長 そうですね、おつまみもですし、汁物だとかおかずだとかあとそのほかのものっていうと例えばパンに元々入っているとか麺類に元々入っているとかそういったものもありますし、そうですね、お漬物とかいろいろありますけど一番は調味料からという報告があります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 ですので健康推進課の進めていかれる施策に対して私は50歳を意識して50歳から考えましょう、意識していきましょうという啓発を進めていただければ嬉しいかなというふうに思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 今盛んにテイクアウトとかですね、外食産業をこの時期でコロナの関



係で進めてはいても私たちが家庭の中でそれを食べるときに必ず言うのがしょっぱいって言うのね。だからどうしてもそれが男性なんかはもしかして自分で買って食べるときにはそういう外食をすとか外で食るとか、それからお弁当買うとかっていうことでそういう何て言うんですかね、塩分の濃いものの方が食欲が湧くっていうことがあるので外食産業がやっぱりあれしていくとそういう傾向もあるので自宅での食事をつくるってこと大事だなんてことは少し日頃思っています。だからその方を逆行させるようではいけないんですけど、外食の方の塩分の方も少し抑えてくれれば食べやすいかなというふうな思いがありますね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三井健康づくり支援担当係長 ありがとうございます。確かに気をつけていても中々検査をしてみると塩分が高かったりとか、家庭でやっぱりできるちょっと限りもあるかなというところで外食産業の持つ役割も大きいかなという。その辺は企業さんともちょっと町で大きな企業にはちょっとどこまでできるかっていうのはありますが、飲食店とかそういうところへは呼び掛けはできるかなと思っておりますし、海外ではやっぱり外食産業として例えばパンがメインの国ならパンの塩分を元々からつくる。量を少しずつ減らして減塩対策をしているという国もありますのでその辺は国でもそういった外食産業も含めて今取り組みをしていって製品の中でも減塩食品だとかそういったものが結構出てきておりますのでそういったものの活用なんかも併せて呼びかけをとか周知を図りながらしたいなと思えます。ご意見ありがとうございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を閉じます。続きまして議案第6号につきまして討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第6号 箕輪町第5次振興計画の変更について健康推進課に係わる部分を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

続きまして議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算、健康推進課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。

○柴宮健康推進課長 課長では議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算につきまして健康推進課に係わる部分、健康づくり支援係の北原からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 ご説明をさせていただきます。歳出の方からご説明をさせて

いただきたいと思います。予算に関する説明書のまず 80 ページをお開きいただいてあと本日お配りしました資料ナンバー1 も合わせてご確認くださいながらお願いいたします。資料の方は 3 ページになります。資料の方中心に説明をさせていただきます。まず事業コード 321 老人福祉費の高齢者等福祉施設管理費になります。こちらの方ですが予算、こちらの資料では昨年度の予算と今年度の予算の方を記載してありまして比較の方が入っております。この高齢者等施設管理費の主な経費になりますけれどもげんきセンター、げんきセンター南部、高齢者 2 施設のトレーニング施設の新型コロナウイルス感染症対策を実施しながらそのあたりを含んだ維持管理に係る経費となっております。次に予算書の方ちょっとページが飛びます。94 ページをお願いいたします。ここからは 4 款の衛生費の方の説明になります。保健衛生費のまず一般保健費 0401 ですがけれどもこちらは職員の人件費ですとか、保健補導員会、食生活改善推進員などの健康づくりの要となる組織の育成に係る経費ですとか、健康づくり推進協議会ですとか、健康増進食育推進計画中間評価の委員さんの報酬、あとは骨髄バンクドナーの助成の補助金ですとか、伊那中央行政組合、広域連合等の各種負担金、あと国民健康保険の財政基盤安定に資するための繰出金等が主な経費となっております。主な増減の理由ですけれども令和 4 年度は健康増進計画の中間評価を行う年になっておりまして、そちらのすみません、食育推進計画の中間評価を行う年になっておりますのでそちらを実施するための委員報酬について増額となっております。また給食のレシピの方をレシピ集の方をつくりましたのでレシピカードをつくりましたのでそれに伴いまして給食レシピコンクールの方は終了になっておりますので、そちらに関する経費が減額となっております。次に予算書の方は 95 ページになります。0404 の予防接種事業費になります。こちらは予防接種に関する経費で個別接種の委託料ですとか、ワクチン代が含まれております。コロナ以外の予防接種でして小児 11 種、高齢者 2 種、成人 1 種の予防接種に含め定期予防接種の再接種補助金等もこちらに含まれております。主な増減理由ですけれども、風しんの追加的対策に係る委託費ですとか、手数料、郵券料といったものが減額となっております。また HPV ワクチンの再開をいたしますのでそちらに伴う再開等あってキャッチアップ接種を行っていきますのでそちらに係る委託費は増額となっております。次に予算書の方 96 ページをお願いいたします。0407 国民健康保険特別会計繰出事業費です。こちら国保の方への繰出金となります。続いて 0408 精神保健事業費になります。こちらは精神保健に関する経費でして会計年度任用保健師の報酬ですとか、こころの相談に係る医師や臨床心理士の謝礼、あとは講演会ですとか、講座に関する経費となっております。主な増減理由ですけれども総合相談会というのを上伊那広域でやっておりましたが、令和 4 年度はそちらは実施しないということになりましたのでそちらの報償費が減額となっております。またこころの相談についての PR を力を入れましてチラシの作成ですとか、トイレ用の自殺予防カードの作成に係る印刷製本費が増額となっております。予算書 97 ページをお願いします。0410 保健センター管理費です。保健センターの維持管理に関する経費となっております。こちらの主な増減理由ですけれども、修繕費と工事請負費が減額となっております。こ

れは令和 3 年度は玄関自動ドアの修繕ですとか、高圧受電の改修工事等大きなものがありましたので令和 4 年度は特にそういった大きなものは実施しないということで減額となっております。資料の方 4 ページ、めくっていただいて資料の方は 4 ページをお願いします。予算書は 97 ページになります。保健事業費の方に入ります。0415 母子衛生費になります。こちらは会計年度任用の保健師ですとか、会計管理栄養士等専門職の報酬、あとは妊婦健康診査ですとか子どもさんに関する検診や相談、フッ化物洗口等にかかるものや不妊治療、未熟児養育医療等の補助金に関する経費が計上してございます。主な増減になりますけれども、3 歳児健診を中心として子どもさんに使える屈折検査機器を導入する予定でしてそちらに係る備品購入費ですとか、機器の点検手数料が増額となっております。また新規として新生児聴覚検査費用を助成いたしますのでそちらの補助金の方が増額となっております。次に 99 ページをお願いいたします。予算書は 99 ページになります。0416 検診事業費になります。こちらにも会計年度任用職員の報酬ですとかあとは各種検診にかかる経費を計上してございます。主な増減ですけれども令和 4 年度より胃内視鏡検査をスタートさせたいと思っております。そちらにかかる読影医師に対する報酬や車借上料、あとは検診の委託費について増額となっております。また低栄養予防のための血液検査項目を拡充いたしましてそこに係る委託費が増額となっております。続いて 0417 健康増進事業費になります。こちらにも会計年度任用職員さんの報酬ですとかあとは先ほど来説明しております高血圧ゼロ対策、ほかに今まで（聴取不能）ウォーキンググランプリですとか健康ポイント事業、活動量計読み取り事業、健康アカデミー等の経費を計上してございます。主な増減ですけれども、高血圧ゼロ対策にかかる推定食塩摂取量の検査委託費ですとか、あとは企業への啓発、出前講座とか啓発の媒体を購入するための消耗品費等を増額としてございます。また訪問用の公用車をリースで新たに契約していきたいと思っておりますのでそこを増額とさせてもらっております。予算書の方は 101 ページをお願いします。老人保健費の方になりまして 0424 後期高齢者医療事業費です。こちらは後期高齢者医療広域連合に対する操出金が主なものとなります。続いて 0425 後期高齢者保健事業になります。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ですとか、後期高齢者の健診や人間ドック、健康づくりに係る経費を計上してございます。主な増減ですけれども高齢者への保健指導に係る訪問ですとか保健指導の際にお渡しする資料とですね、そちらの方の消耗品費が増額となっております。また後期高齢者検診の委託料ですとか、後期高齢者人間ドック、後期高齢者で検診受けていただくという方大変人数増えておりますので、そちらの方の増額としてございます。歳出については以上になります。続いて歳入の方のご説明をします。予算書の方は 17 ページをお願いします。15 款の使用料及び手数料になります。高齢者福祉施設管理費で高齢者福祉施設の使用料になります。げんきセンターとげんきセンター南部の使用料になります。65 歳以上と障がいのある方は無料となっております、64 歳以下の方が 100 円という仕様となっておりますけれども、現在感染症対策のため人数を制限しての利用になっておりますので減額にしてあります。予算書 20 ページをお願いいたします。16 款の国庫支出金で衛生費国庫負担金であ

ります。こちらは国保基盤安定の負担金の部分と母子保健衛生費の負担金になります。母子保健衛生費の方は未熟児養育医療費の国庫負担金で2分の1を国が負担することになっておりますのでそちらの方を計上してございます。引き続き20ページですが総務費国庫補助金ですね。地方創生臨時交付金ということで関係する部分ですが、0321 高齢者等福祉施設管理費、0401 一般保健費、0410 保健センター管理費、0417 健康増進事業費が健康推進課に係わる部分となります。いずれも新型コロナ対策として係る委託費ですとか消耗品費が当たる形となっています。22ページをお願いします。衛生費国庫補助金になります。感染症予防事業費等補助金です。予防接種事業費ということで風しん抗体検査の方に対して補助金がございますのでそちらの方を計上しております。また母子保健衛生費の補助金ですが、こちらは産婦健診、産後ケア、育児母乳相談事業、あと屈折検査機器設置費用に対する国の2分の1の補助となっておりますので、そちらの方を計上してございます。24ページをお願いします。県の負担金になります。後期高齢者保険基盤安定の負担金と国保の基盤安定負担金がございます。続いて母子保健衛生費の負担金としては未熟児養育医療の県の負担金が4分の1となりますのでこちらの方を計上してございます。また再接種費用の助成事業に対して県の方で2分の1補助がございますのでそちらを計上してございます。資料は2ページをお願いします。予算書の方は26ページになります。県の補助金の関係になります。精神保健事業費の補助金でこちらは地域自殺対策強化事業補助金ということで自殺予防に対する取り組みに対する補助金となっております。続いて健康増進事業費の補助金です。歯科ドック事業ですとか、肝炎検査、あと健康相談、健康教育等の健康増進事業に対する補助金となります。続いて骨髄バンクドナー助成制度の補助金です。骨髄移植ドナー助成町の方でした場合ですね、県の方で2分の1補助となっておりますのでこちらを計上してございます。資料の方29ページをお願いいたします。財産収入になります。こちら土地建物貸付収入でして箕輪ひまわりクリニックさんの方に旧北部診療所の貸付してありましてそちらの方の収入となっております。予算書32ページをお願いします。ふるさと応援基金繰入金になります。この中で健康推進課に係る部分につきましては0415の母子衛生費、0416の検診事業費が関係しますのでそちらの方を記載させていただきました。次に32ページをお願いします。資料36ページをお願いします。諸収入になります。諸収入の中でまず検診事業個人負担金ということで検診を受けていただいた際に個人負担いただいているものの収入になります。74歳以下の方と後期の方と分けて計上してあります。続いて雇用保険料本人負担分です。会計年度任用職員さんの雇用保険の本人負担がこちらの方に記載がしてございます。予算書の39ページをお願いします。諸収入の中の雑入に関するところになります。健康推進課に係る部分につきましては0401の一般保健費になります。高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業の関係で正規の職員が調整をする役割を担うということになっておりましてその職員の給料に対する補助ということになりますので0401のところ該当してまいります。続いて0415母子衛生費になります。こんにちは赤ちゃん教室等の参加者の負担金ですとかあとは未熟児養育医療費、国、県、町がありますが収入に応じて

個人の負担金がございますのでそちらとなります。続いて 0417 健康増進事業費ですが、活動量計購入の際の負担金ですとか、アカデミー参加者の負担金、健康増進事業参加者負担金がこちら土曜日に行っているプロとのトレーニングの方の参加者の負担金となります。続いて 0425 後期高齢者保健事業費になります。後期高齢者健康診査事業費の補助金となります。昨年は 2 段に計上させていただきましたが、令和 3 年度は後期高齢者市町村特別対策広報誌等事業交付金という形で人間ドックの補助の中が分かれておりましたが、令和 4 年度は検診事業費として 1 本で入ってくる形になっております。その下は後期高齢者医療事業費補助金ということで一体化事業に係る先ほどの正規職員以外の部分についてはこちらの方に計上してございます。予算についての説明は以上となります。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了いたしましたので質疑に入ります。質疑ございますか。副委員長

○6 番 松本委員 95 ページの風しんのところがちょっとわからないんですけど、いつもより減ってるっていうそういう解釈ですか。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 健康づくり新年会期間内です。風しんのこの事業につきましては 50 歳くらいの風しんの接種を受ける機会がなかった男性が対象になっております。それが令和元年から 3 年間の事業でスタートをしたんですけれども、まだちょっと十分に検査の実数実績が出ていないということで令和 4 年度は継続して実施するというところで国の方から方針が示されております。そうは言っても対象の方が段々に検査を 1 回すればいいので対象者の方が減っておりますので、それに合わせて経費の方を減らしてあるということにございます。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3 番 釜屋委員 (聴取不能)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 定期予防接種再接種補助金というのは HPV とは違いましてこの再接種というのは骨髄移植等を行って今まで予防接種をやられた方が骨髄移植することでそれまでの獲得した免疫が無効になってしまいます。なので再度予防接種をし直すんですね。その際にもう該当の年齢外れてしまったりとかしてしまいますのでそこに対する補助金となっております。

○3 番 釜屋委員 (聴取不能)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北原健康づくり支援係長 HPV の予防接種に関しましては定期の予防接種になっておりますので通常の委託料の中に特別記載がないですけれども、定期の予防接種の中に含めております。例年よりも積極的な勧奨を控えておりましたので HPV に対する予算は少なめに計上しておりましたが、令和 4 年につきましてはその部分とあとキャッチアップを行っていかなければなりませんので HPV に関する委託料についてはそこを見込んでの計上とな

っております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了いたします。続いて討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算、健康推進課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決しました。その旨本会議で報告いたします。

続きまして議案第22号 令和4年度箕輪町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 では議案第22号 令和4年度箕輪町国民健康保険特別会計につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは予算に関する説明書の国保3ページをお願いします。先にもすみません、先ほどお配りしました資料2を少し説明させていただいてからご説明させていただきたいと思いますので先ほどの資料2と説明書の国保の3ページをお願いします。資料の2からすみません、少し説明させていただきます。先ほどの一般会計の方左が一般会計、右側が国保の特別会計の予算になっております。歳入の方が一番の国庫支出金の内訳のところですが、来年度から未就学児の均等割分というものが入ってきます。こちらにつきましては保険税の均等割の5割を減額するものとしましてその分の金額が国庫支出金で2分の1入ってくる予定となっております。2番の県支出金ですが合わせてエのところですね。未就学児の均等割分ということでこちらが県の方で4分の1負担となります。その矢印が飛ぶのが⑤番それぞれ県と国を合わせて60万6,000円の金額となりまして⑥番その予定している現年分の差額を町が負担するという形になります。歳出の方ですが、負担したところが国保特別会計の方に行きましてこちらでも新しく歳入の項目で未就学児の均等割分ということで繰入が予定されているということです。一般会計の一番真ん中の辺の下のところですけど合計が書いてありましてそのうち町の負担分が④と⑥から⑩を足したものということになっております。昨年と違うのは未就学児の均等割分というところが入ってきたというところがございますのでお願いします。それでは説明書の国保3ページをお願いします。歳入でございます。1款 国民健康保険税でございますが、団塊の世代が国保から後期高齢者医療制度に移行することによりまして被保険者数が減少することを見込んでおりますのでそちら4,339人ですが、そちらの人数で見込みまして国保税を計上してい

るものでございます。4 ページをお願いします。2 款 使用料及び手数料でございますが、こちらにつきましては督促手数料を予定しております。国保の 5 ページをお願いします。

3 款 国庫支出金でございますが災害臨時特例補助金でございますがこちら該当になりましたら補正できるように計上しておるようなどころでございます。6 ページをお願いします。

6 款 県支出金でございます。01 保険給付費等交付金でございます。01 の普通交付金でございますが、こちらは医療機関に係った保険診療分でございます。02 の特別交付金でございますが、こちらは各保険者が取り組んだ実績によりまして県から交付されるものでございます。02 項の財政安定化基金交付金につきましては事例があった場合に活用できるように計上しているものでございます。国保 7 ページをお願いします。8 款 財産収入でございますが、財政調整基金の利子を計上しております。国保の 8 ページをお願いします。寄附金でございますが、こちらも寄附金が出たときに活用するものでございます。国保の 9 ページをお願いします。10 款 繰入金でございますが、それぞれの項目につきまして繰入れを予定しております。02 項の基金繰入金でございますが、6,925 万 4,000 円を予定しております。こちらにつきましては収入不足の補てんとして計上させていただいているものでございます。国保の 10 ページをお願いします。11 款 繰越金でございますがこちらにつきましては決算後に前年度繰越金が確定したところで補正を予定しております。国保の 11 ページをお願いします。12 款 諸収入でございます。国保税の延滞金、第三者行為による怪我など保険を使った際の求償分、また納付金につきましては国保資格喪失後について受診した方から返納していただくお金。あとは雑入としましては健診を行った個人負担分ですとか、会計年度任用職員の雇用保険、あと普通交付金の過年度精算金はまた確定したところで補正をさせていただく予定でございます。国保の 12 ページをお願いします。こちらから歳出となります。1 款 総務費でございますが、4111 一般管理費でございますが、こちらは職員の給与とか保険証の更新の際の国保連への委託料とか、あと上伊那広域連合負担金が主なものでございます。4112 連合会負担金でございますが、こちらにつきましては連合会に払う手数料、また負担金を計上させていただいております。国保の 13 ページをお願いします。4121 賦課徴収費でございますが、こちらにつきましては国保税の賦課の徴収の際の経費でございます。郵券料とか印刷製本費等でございます。4131 運営協議会費でございますが、こちら国保運営協議会の委員報酬等でございます。4141 趣旨普及費でございますが、こちらは（聴取不能）としまして年 10 回信濃の地域医療というものを配布してございますのでそちらの方の経費となっております。国保の 14 ページをお願いします。4151 医療費適正化特別対策事業費でございますが、こちらの方は会計年度任用職員の報酬、給与の人件費とあとは医療費通知やジェネリックの差額通知の作成の手数料や郵券料が主なものとなっております。国保の 15 ページをお願いします。2 款 保険給付費でございます。こちらにつきましては一般と退職でそれぞれ計上させていただいております。退職分につきましては医療機関が診療してから 3 年間はレセプト請求ができるものですから今退職の被保険者はいませんが、支払いが発生した場合必要となるため計上させていただいております。

す。保険給付費で 4213 の療養費等につきましてはコルセットなどの補装具の費用などでございます。16 ページをお願いします。4215 審査支払手数料は国保連への手数料、02 高額療養費につきましては自己負担額を超えた分につきましてお支払いするものでございます。高額概算介護合算につきましても同様のものがございます。17 ページをお願いします。あとは移送費、ここまでが 4232 の移送費までが県負担金の普通交付金のほぼ対象となってくるものでございます。国保 18 ページをお願いします。4241 出産育児一時金でございますが、こちらは 42 万円×18 人で計上をしています。4243 はそれに対する国保連への手数料、4251 葬祭費でございますが、こちらは 5 万円×40 人ということで計上させていただいております。4271 の傷病手当金でございますが、こちらはコロナによる傷病手当金が発生した場合に支出するものでございます。19 ページをお願いします。3 款 国民健康保険事業費納付金でございます。こちら 4321 から次のページの 4325 まで県へ支払う納付金でございます。国保の 21 ページをお願いします。6 款 保健事業費でございます。4511 特定健康診査等事業費でございますが、こちらは会計年度任用職員さんの人件費や検診に対する委託料が主なものとなっております。4512 疾病予防費でございますが、人間ドック、脳ドックへの補助金、またがん検診に対する国保の負担分の繰出金を計上させていただいております。4514 保健指導事業費でございますが、こちらでも会計年度任用職員さんの人件費、また委託料としまして 40 歳未満の検診の委託料を計上させていただいております。また研修会の負担金、そういったものを計上させていただいております。6 款 基金積立金でございますが、4611 こちら財政調整基金への積立基金でございます。利子分を今のところは予定しております。国保の 24 ページをお願いします。公債費につきましては事例が発生した時に対応するものでございます。国保の 25 ページをお願いします。8 款 諸支出費でございます。4811、4812 につきましては保険税の還付金、4831 保険給付費等交付金の償還金につきましては県への返還金でございますが確定したところで補正を予定しております。4835 その他償還金でございますが、すみません、26 ページをお願いします。こちらにつきましては令和 2 年度の県の納付金の退職分についての精算額となっております。4841 は延滞金、4843 指定公費の支出金でございます。国保の 27 ページ、9 款 予備費でございますが、ご覧の金額を計上させていただいております。最後、資料の先ほどの 2 番に戻りまして一番右下の欄でございます。令和 4 年度の基金の保有額、当初の見込みでございますがご覧の金額が基金の保有額として見込みでございます。以上となります。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。議案第 22 号につきまして質疑ございますか。入杉委員

○1 3 番 入杉委員 先ほどのご説明の中で未就学児均等割というのがございましたけれど、見込み国保で未就学児ってどのくらい的人数。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 すみません資料の 2 のところのすみません、左下ですね、一番最後のところですね、該当の見込み人数としては 76 人を見込んでおります。以上です。



○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑なしと認めます。続きまして討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。議案第22号を採決いたします。議案第22号 令和4年度箕輪町国民健康保険特別会計予算につきまして可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、本会議で報告いたします。

次に議案第23号 令和4年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。細部説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 議案第23号 令和4年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算につきまして国保医療係の小林係長からご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それでは先ほどお配りしました資料の3。令和4年度予算後期高齢者医療特別会計における資金の流れと説明書につきましては後期の3ページをお願いします。先に資料の3から少しご説明をさせていただきます。左が一般会計、右が特別会計となっております。一般会計でございますが県の支出金としまして基盤安定分の3分の4が補助となっております。歳出につきましては療養の負担金と事務費負担金につきましては広域連合へ直接納付していくこととなります。基盤安定の繰入金と総務費繰入金は特別会計の方へ入ってくるということでございます。一般会計の総額としましては一般会計の下の欄の金額となっております。それでは説明書の方でご説明をさせていただきます。後期の3ページをお願いします。歳入からでございます。1款 後期高齢者医療保険料でございますが、こちらにつきましては特別徴収の方につきましては年金の天引き、普通徴収につきましては納付書などで納付していただくということとそのような割り振りとなっております。後期の4ページをお願いします。使用料及び手数料2款でございます。こちら督促手数料となっております。5ページをお願いします。4款 繰入金でございますが、一般会計からの繰入金としまして総務費の繰入金、基盤安定の繰入金を予定しております。後期の6ページをお願いします。5款 繰越金でございますが、こちらは決算後に前年度繰越金として補正をしていただく予定となっております。後期の7ページをお願いします。6款 諸収入でございますが、延滞金、過料、保険料の還付金あと予備費を計上させていただいております。後期の8ページをお願いします。これから歳出となります。1款 総務費でございます。6700 一般管理費でございますが、こちらは職員の人件費、また上伊那広域連合の負担金等が主な予算となっております。6710 徴収費でございますが、こちらは保険料を徴収する経

費となっております。後期 9 ページをお願いします。2 款 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、こちらは広域連合へ支払う負担金をそれぞれ計上させていただいております。後期の 10 ページをお願いします。6730 保険料の還付金でございますが、こちらは保険料の還付金ということで計上させていただいております。後期の 11 ページをお願いします。6790 予備費ということで計上をさせていただいております。説明につきまして以上となります。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは説明が終了いたしましたので質疑に入ります。ただいまの議案に対して質疑ございますか。入杉委員

○ 1 3 番 入杉委員 ちょっと基本的な質問で申し訳ありませんが、ここに保険料還付金とありますけれど保険料還付金というものはどういうときに発生するもの。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○ 小林国保医療係長 例えばですね、亡くなって保険料を納めたものを返したりだとか、そういったものときに使う、そうですね。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。中村委員

○ 1 4 番 中村委員 令和 3 年度と令和 4 年度の後期高齢者の対象者ってどのような人数でなってるでしょうか。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○ 小林国保医療係長 当初予算の見込みですけど、令和 3 年度は 3,907 人、令和 4 年度は 4,054 人で見込んでおります。直近の被保険者数でございますが、令和 4 年の 2 月末につきましては 3,959 人となっております。それが一番最新の数字となっております。以上です。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。釜屋委員

○ 3 番 釜屋委員 後期の方もそうですし、国保のときに聞かなかったんですけど、コロナ禍でですね、保険料の徴収というか特例納付って言うんですか、少し言い方ちょっとよく分からないんですが、伸ばしていいっていうか納付が少し遅れてもいいっていうような特例とかあるんですよね、今。その影響ってどのくらい出ておりますかね。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○ 小林国保医療係長 制度としてあると思うんですけど、国保税は実績としては今のところございませんで国保の方も確かないと聞いております。後期の方はございません。

○ 3 番 釜屋委員 天引きだったりするから自然に払われてるってこと。

○ 小林国保医療係長 そのような相談自体来てないような状況ですね。保険料の減免については相談がきたりはしてるんですけど、猶予という、猶予結局延ばすような形になってしまうのでそのようなご相談はちょっと受けたことがございません。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第23号 令和4年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算について可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので本会議で報告いたします。以上になりますかね。それでは健康推進課に係わる審査は以上となりますので協議会に切り替えます。

【健康推進課 終了】

## ②福祉課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。まず会議録署名委員の指名をいたします。会議録署名委員に3番 釜屋委員、14番 中村委員を指名いたします。

それではただいまより福祉課に係わる部分を議題といたします。議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)、福祉課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○唐澤福祉課長 それでは議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)のうち福祉課に係る部分につきまして各担当の係長から説明をいたさせますのでお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 それではまず一般の5ページをお願いいたします。繰越明許費についてご説明させていただきます。追加としまして民生費の社会福祉総務費ですが、住民税非課税世帯の臨時特別給付金事業ということで令和4年の9月30日までの事業というふうになりましたので繰越明許をさせていただきますのでお願いいたします。では歳出からご説明いたしますので一般の22ページをお願いいたします。301の社会福祉総務費でございますけれども積立金の増をお願いするものでございます。こちら遺志金、寄付金等の増を見込んでございます。307の住民税非課税世帯の臨時特別給付金でございますが、事業費の増をお願いするものでございます。こちらの方5月の13日までが確認書の申請の方、それから家計急変の方につきましては9月30日までというふうになっておりますので事務費の増をお願いするものでございます。続きまして0320の町単独老人福祉事業費でございますけれどもこちら介護福祉券につきましての増をお願いするものでございます。要介護1から5の本人非課税の方に対しまして1万円を交付するものでございますが、対象人数が増えたということでお願いするものでございます。0333介護保険事業運営費でございますけれどもまた後ほどご説明いたします介護保険の特別会計の方への繰出金につきまして介護給付費の減、それから事務費の減、それから地域支援事業費の減、また低所得者の保険料の軽減

分の増ということをお願いするものでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○宮尾障がい者福祉係長 次のページです。0353 介護給付費です。こちらにつきましては障がい者と障がい児の福祉サービスの給付が増加となりますので増加分の補正をお願いします。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 では歳入の方のご説明をいたしますので一般の13ページの方をお願いいたします。国庫支出金の中の民生費の国庫補助金でございます。社会福祉費補助金でございますが、住民税非課税世帯の給付金事業の補助金につきまして先ほど増額をお願いしました歳出の分をこちらの方で増額をするものでございます。

○宮尾障がい者福祉係長 03の民生費の国庫負担金ですが、04 自立支援事業費です。こちらは先ほどの介護給付費の事業費の2分の1となっております。次のページをご覧ください。14ページです。17款 県支出金ですけれども04 自立支援事業費負担金です。こちら先ほどの歳出でありました0353 介護給付費の事業費の4分の1の補助となっております。

○北條社会福祉係長 15ページの方をお願いいたします。19款の寄附金でございますが民生費の寄附金ということで先ほど増額お願いしました0301 社会福祉総務費の方の民生費の寄附金の増ということをお願いするものでございます。説明は以上になります。申し訳ありません。17ページをお願いいたします。諸収入でございますけれども国県の支出金の過年度分の収入ということで低所得者の過年度分の負担分、国県それぞれということをお願いするものでございます。こちらの方は雑入の方に入れさせていただきます。よろしくをお願いいたします。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それではただいまより質疑に入ります。質疑ございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終わります。次に討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)福祉課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に議案第5号 令和3年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○唐澤福祉課長 それでは議案第 5 号 令和 3 年度箕輪町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につきまして細部につきまして各担当の係長から説明をさせますのでよろしく願いいたします。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 それでは歳出の方からご説明をいたしますので介護の 11 ページの方をお願いいたします。3100 一般管理費でございます。こちらの方会計年度職員の費用弁償、また広域の負担金の方を減額するものでございます。3106 の認定調査費等でございますけれどもこちら認定調査が増えているということで認定調査員の報酬の方を増額させていただきたいと思っております。3107 の認定審査会の共同設置負担金でございますが、こちら上伊那広域の方の負担金の増ということでお願いするものでございます。おめくりいただきまして 3111 介護サービス等諸費でございます。こちらの方要介護 1 から 5 の方がお使いなるサービスの増額でございますけれども、利用の増ということで増額をお願いするものでございます。3119 介護予防サービス等諸費でございますが、こちらの方要支援 1、2 の方がお使いになれるサービス等諸費になりますけれども、こちらは減額をお願いするものでございます。3150 特定入居者介護サービス等費でございますけれどもこちらの方は特定入所の方が施設で居住費ですとか食品を限度額を超えた場合に給付するものでございますが、こちらの方は減額をお願いするものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続いて介護 13 ページをお願いいたします。3151 介護予防・生活支援サービス事業費になりますけれども、委託料につきましては訪問 C サービスは実績に応じた減、また通称 A2 サービスは新型コロナの影響によりましていきいき塾が休止をしておりますのでそちらの方の減となっております。続いて 18 負担金、補助及び交付金になります。通所 B サービス補助金になりますけれどもこちらも新型コロナの影響により休止（聴取不能）の減であります。交付金につきましては訪問 A・通所 A1 サービスの増ということで、こちらは要支援 1、2 総合事業対象者のヘルパー、また事業所におけるデイサービスになりますけれども、こちらは利用者が増えておりますので増額となっております。続いて 3152 介護予防ケアマネジメント事業費につきましては財源組替になります。3153 一般介護予防事業費です。こちらは民間職員受入負担金増になりますけれども、こちらについては次の 14 ページの 3154 包括的支援事業費とこちら組み替えとなっておりますのでお願いをしたいと思います。続いて介護 14 ページをお願いいたします。（聴取不能）先ほど申し上げましたとおりでございます、3159 審査支払手数料につきましては財源組替であります。

○北條社会福祉係長 介護 15 ページをお願いいたします。3139 の償還金でございますけれども、過年度の国庫支出金の方への返還金として増額をお願いするものでございます。おめくりいただきまして介護 16 ページでございますけれども 3147 予備費でございますが、こちらの方は歳入歳出の調整で増額をお願いするものでございます。続きまして歳入の方をご説明いたしますので介護 6 ページの方をお願いいたします。6 ページに第 1 号被保険者の保険料でございますけれどもこちらの方は減額。現年度分につきましては減額をお願い

いするものでございます。介護の 7 ページの方でございますけれどもこちらの介護給付費でございますけれども国庫支出金につきましてはサービスの利用状況に応じまして増額または減額ということでトータルでは減額をお願いするものでございます。それから調整交付金でございますが、こちらの方もそれぞれのサービスの利用率に基づきまして計算をされておりましてこちらの方も介護サービス等諸費につきましては増額、それ以外につきましては減額ということで全体としては減額をお願いするものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして地域支援事業交付金になりますけれども、こちらにつきましても実績に応じた減額となっております。

○北條社会福祉係長 その他の補助金でございますけれども、こちらの方介護保険事業の補助金といたしましてシステム改修を行いましたのでそちらの方増額というふうになってございます。おめくりいただきまして支払基金の交付金の方でございますけれども、まず介護給付費の交付金でございますが、こちらの方もサービスの利用状況に応じまして増額または減額ということでトータルとしましては減額をお願いするものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続いて地域支援事業交付金につきましても国庫と同様実績に応じた減額となっております。

○北條社会福祉係長 続きまして介護 9 ページの県支出金の方をお願いいたします。まず介護給付費の負担金でございますけれども、こちらの方も実績に応じまして増額または減額をさせていただきましてトータルとして減額をするものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして地域支援事業交付金になります。こちら先ほどと説明同じになりますけれども、実績に応じた増減となっております。

○北條社会福祉係長 おめくりいただきまして介護 10 ページの方をお願いいたします。10 款の繰入金でございます。こちらの方は一般会計からの繰入ということでございます。介護給付費の繰入金でございますが、こちらも実績に応じまして町が負担をする分でございますが、こちらも増額または減額ということでトータルとして減額をさせていただくものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続いていて 02 地域支援事業繰入金になります。こちらも同様になりますけれども、実績に応じた増減となっております。

○北條社会福祉係長 続きまして低所得者の保険料の軽減繰入金でございますが、こちらの方も実績に応じまして増減するものでございまして全体としては増ということで過年度分の方が増えているということで増とするものでございます。それからその他の一般会計の繰入金ですが、こちらの方は事務費になりまして減額をお願いするものでございます。説明は以上になります。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 説明が終了いたしましたのでこれから質疑に入ります。議案第 5 号につきまして質疑ございますか。入杉委員

○1 3 番 入杉委員 2 点お伺いいたします。介護 13 ページに民間職員受入負担金増とありますけれども、民間職員受入ってどういうケースのことを言うんでしょうか。

- 5番 寺平福祉文教常任委員長 係長
- 小笠原高齢者福祉係長 こちら民間職員につきましては上伊那医療生活協同組合の方から作業療法士の方を派遣受けておりまして、そちらの受入負担金となっております。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員
- 13番 入杉委員 全体的に減額という状況があるんですけどもサービスが減額になって状況的に困ってるってことはないでしょうか。これはコロナによってこのサービスが実施できないということによって減額が生じているということによろしいでしょうか。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 係長
- 北條社会福祉係長 介護サービス費の方につきましてはこちらの方はどこの事業所もコロナになってもサービスを実施しておりますので、実績に応じているものですのでサービスを制限しているというものではございません。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 係長
- 小笠原高齢者福祉係長 介護13ページの地域支援事業になりますけれども入杉委員おっしゃるとおりまず通所 A2 サービスにつきましてはいきいき塾につきましてはどうしても公共施設を使えない状況でありますので、どうしても休止せざるを得ないという状況になります。やはりそういった中でフレイルだとか心配するという声が上がっておりますので、定期的に週に1回は各事業所から様子を電話で確認をしたりですとか、あと人によっては訪問ということを行っております。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 他によろしいでしょうか。
- (「なし」の声あり) (聴取不能)
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第5号 令和3年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきまして可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。
- 次に議案第6号 箕輪町第5次振興計画の変更について福祉課に係わる部分を議題いたします。細部説明を求めます。課長
- 唐澤福祉課長 それでは議案第6号 箕輪町第5次振興計画の変更につきまして福祉課に関する部分について各係長から説明をいたさせますので、お願いいたします。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 係長
- 北條社会福祉係長 それでは78ページの方をご覧ください。第3節 共に生き、支え合う福祉のまちづくりでございます。施策の第4のところの変更をお願いするものでございます。こちらにつきましては生活弱者と言われる方につきまして複雑な課題を抱えていることが多いことから関係機関や地域が連携し、切れ目ない支援を行いながら自立支援に向けた支援を行ってまいります。また虐待防止や消費者被害等の防止に努めるとともに権利

擁護を推進していきます。という言葉を追加するものでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○宮尾障がい者福祉係長 次ページ79ページをご覧ください。第4節 障がい者が共に暮らせるまちづくりです。こちらの施策ですけれどもそれぞれが少し訂正をさせていただいておりますが、障がい者が理解される社会に向けてというところですが、福祉関係機関や企業、養護学校などの連携強化で社会参加と雇用の促進や一般就労に向けて就労移行のための支援を図ります。施策2ですけれども障がい者の地域生活支援ですが地域や在宅で安心して生活しやすくするために住み慣れた地域で生活するための住宅の確保やグループホームの整備を進めるほか、補装具、日常生活用具、住宅改修などを支援します。というように追加をしました。施策3ですけれども障がい福祉サービスの適切な利用ですが、障がい者や支援する家族などが安心安定した生活を送るために相談支援事業を通じて支援を受けつつ自立と社会参加が実現するよう充実した障がい福祉サービスの提供に努めます。以上です。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして80ページをお願いいたします。第5節 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる体制づくりになります。まず現状と課題の後半になりますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大による外出や地域活動の自粛によりフレイル状態加齢や疾患による心身機能低下が加速し介護が必要となる可能性が高くなることから生活機能の早期改善を図ることが必要です。ということで新型コロナの影響によりましてやはり外出自粛等で機能低下になるということを防いでいく、また早期改善を図っていく、そういったことを現状と課題として挙げさせていただいております。それにつきましては施策2の高齢者生きがいつくりの方で謳っております。こちらまず個人的な楽しみ以外でも生涯現役を目指してということで高齢者が役割を持って生涯活躍する、そういったところでこちらの方を加えさせていただいております。後段ですけれどもフレイル状態に陥らないよう食事や運動など生活習慣に注意し社会とのつながりを保ちながら健康寿命を延ばせるようフレイル予防を推進しますということで自宅外での生活習慣病予防、生活習慣に注意ということにありますし、あとは一番はやっぱり社会とのつながり、社会参加ということを進捗するということでこちらの方を追加させていただいております。以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了いたしましたので質疑に入ります。質疑ございますか。中村委員

○14番 中村委員 先ほどの第5次振興計画の79ページの障がい者の地域生活支援というところで中段の辺りにグループホームの整備というような目標が挙がっていましたが、ちょっとこれ進捗状況とかこの前一般質問でも何か説明がありましたかね。ちょっとどうなってるか少し教えてください。課長

○唐澤福祉課長 議会の一般質問の折にもご質問をいただきましてご説明を若干今の状況をさせていただいております。今の現状としましては今年の3月になりますけれども地



元説明会の方開催させていただきましてそのあとまた木下の方にも民間の事業所も建設されるということでお聞きをしております。その中でですね、どのような施設がいいのかということ、新しい新しい施設の状況、また町内にも一事業所が今事業行っていただいておりますのでその事業所からも現状を聞きながら、また保護者の会等からもですね、その状況をどんなニーズがあるのか、また現場ではどうかということをお聞きしている状況です。その中から求められるもの、また実際の現場の方でも非常に町長の方からも答弁させていただきましたが世話人の人材がない、それとなかなか補助が難しいという中でその部分についても検討しながらですね、今のところ募集の要綱を作成しております。できましたらそちらにつきましては一般質問でもご説明させていただきますけれども3月から4月にかけて募集をさせていただいて事業者の方を決定し補助申請の方していきたいと考えている現状でございます。ただ、募集に応じて補助事業者があるかというところは若干不安なところはありますけどまずは募集をかけていきたいという現状の状況になっておりますのでよろしくお願いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 今の説明でもありましたけど、このつくって管理していく上で世話人がやっぱり不足するような状態が起こってきているということで他の施設でもたぶんなかなか十分な世話人というかいるのかどうかということもあると思うのでその辺もよく事前に色々調査して人員が集まるような形でやっていっていただきたいと思っております。箕輪町には三日町だけに今まで一つしかなくていろいろ入りたくても入れなくて町外にいつまわっているという方もおるようなのでその辺はしっかりと進めていって、でもいろいろあれですけども、そんなに長くかかってもあれなのでその辺は精査していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○唐澤福祉課長 費用の関係につきましては事業者を募集という形になりますので実際に運営者が職員については募集という形で事業者の努力という形になっております。この部分につきましてはなるべく事業者の方に要綱等で明示をしながら期間を縫いながら検討していただくような時間を確保したいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。議案第6号について討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第6号 箕輪町第5次振興計画の変更について福祉課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算、福祉課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○唐澤福祉課長 それでは議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算につきまして福祉課に係わる部分について各担当の係長から説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 それでは令和4年度の箕輪町予算に関する説明書の77ページをお願いいたします。また一般会計及び特別会計予算給与明細書並びに主要事業の概要等調書につきましては19ページからになりますので合わせてご覧いただきたいと思います。それではご説明をさせていただきます。一般の77ページの0301社会福祉総務費でございますけれども、こちらの方は人件費、訪問者等に係わる経費、民生児童委員関係の経費、各種団体負担金、補助金、交付金、また要支援者支援システムのリース等を掲載をさせていただいているものでございます。昨年度に比べまして減額しているものはこちら人件費の減ということで減額がされているものでございます。おめくりいただきまして0302福祉センター管理費でございますけれども、こちらの方福祉センターに係わる指定管理料等を掲載をさせていただいているものでございます。福祉センターにつきましてはシルバー人材センターに指定管理をお願いしているものでございます。0304町社会福祉協議会の補助金でございますが、こちらの方は社会福祉協議会への各種委託料また社会福祉協議会の補助金でございます。補助金につきましては社会福祉協議会の事務費と人件費ということでございます。0306医療費給付事業費でございますけれどもこちらの方は福祉医療に係わるものでございまして乳幼児、障がい者、65歳以上の障がい者、またひとり親世帯等に係わる給付金でございます。また貸付金というものがございすけれどもこちらの方は障がい等がございまして医療費をなかなか支払うことが難しいという方につきまして貸付制度というものがございす。そちらの方の貸付を行っていることで現在9人の方が利用されているものでございます。

○宮尾障がい者福祉係長 0312町単独社会福祉事業費です。こちらにつきましては町が単独で行う障がい者に対する福祉サービスの事業費となっております。主に障がい者外出支援券や上伊那障がい者スポーツ大会等の負担金となっております。おめくりいただきまして80ページです。0317心身障がい児者支援事業費です。こちらにつきましては心身障がい者と障がい児の方のタイムケア、あとは補聴器等の補助金の関係の扶助費となっております。

○北條社会福祉係長 0320町単独老人福祉事業費でございます。こちらの方は長寿のお祝い金、上伊那福祉協会の施設建設の債務、シルバー人材センターへの補助金、長寿クラブ加入者へのマレットゴルフの使用料等を掲載させていただいております。来年度の事業につ

きまして長寿のお祝い金でございますけれども今までは 88 歳、100 歳、また 100 歳以上という方で在宅の方という縛りを設けておりましたけれども、令和 4 年からは 100 歳以上というのを廃止させていただきまして 88 歳と 100 歳ということで施設に入られている方にもお祝金を出すというふうに変更を考えているものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続いて 0320 の補助金の一番下になりますけれども介護人材育成支援事業補助金になります。こちら新規になりますけれども介護人材の不足ということでそちらの対策としまして介護福祉士または介護支援専門員いわゆるケアマネージャーですけれどもこちらの資格取得に必要な費用について費用に係る 2 分の 1 を 1 人当たり 5 万円を上限として補助するものとして新規での補助金事業となっております。

○北條社会福祉係長 0322 老人クラブ活動助成費事業費でございますけれども、こちらの方は長寿クラブ連合会の補助、また地区の長寿クラブに対する補助金というふうになってございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続いて 0323 高齢者等生活支援事業費になります。こちらにつきましては高齢者のタクシー券、また外出支援券上伊那成年後見センターの委託、また地域ふれあいサロン等の支援事業等々の高齢者に対する生活支援の事業となっております。1 ページおめくりいただきまして 82 ページの方お願いいたします。特定新規事業また拡大事業になりますけれども、82 ページは 12 の委託料の一番下になります。介護人材確保研修委託料になりますけれどもこちらは県の基金事業を活用いたしまして介護人材の確保育成ということで研修にかかる事業を委託事業になりますけれども、こちらの方を認知症に係る研修ということで予定をしております。続いて 19 の扶助費になります。上から 4 番目になりますけれども、高齢者タクシー助成券になります。こちらにつきましてはこれまで 75 歳以上のみ世帯の高齢者という形で 1 万 2,000 円均一でしたけれども令和 4 年度につきましては車いすまたは（聴取不能）を使用しなければ外出できない方につきましては増額ということで年額 2 万 4,000 円増額する方向でございます。またさらにその中でも透析患者の方につきましては週に 3 回利用しなければいけないということで年間に数十万円かかっているというような実情がございますので、そういった方々に対しましては 14 万 4,000 円ということで予定の方しております。

○北條社会福祉係長 0325 家族介護等支援事業費でございます。こちらの方でございますけれども、新規に事業を行うものでございまして今まで行っておりましたやすらぎチケット、介護福祉券等を廃止させていただいて要介護者生活支援金として交付を行うものでございます。目的につきましては在宅介護の推進、また要介護者の生活支援ということで対象者を要介護 1 から 5 の方で 6 ヶ月以上在宅におられる方ということを対象として行う事業でございます。

○小笠原高齢者福祉係長 0329 高齢者生活支援ハウス運営費になります。こちらにつきましてはグレイスフル箕輪に委託をしております生活支援ハウスの運営委託料になります。こちらについては現在 7 人の方が入居をされております。

○北條社会福祉係長 0332 老人福祉施設入所措置事業費でございますけれどもこちらは措置入所に係る経費ということで養護老人ホームですとか、特別養護老人ホームのやむを得ない措置という場合に交付するものでございます。現在養護につきましては2施設に3人の方が入所されております。また特別養護のやむを得ない措置の方には1人が入所しているという状況でございます。次に0333 介護保険事業運営費でございますけれども、こちらの方は介護保険事業にかかわります町からの繰出金の方を計上させていただいております。また扶助費の方につきましては社会福祉法人等の利用者負担軽減補助、また地域密着型のサービスの居住費の補助等を行うものでございます。0334 地域医療介護総合確保基金事業費でございますけれどもこちら来年度小規模多機能建設を行う事業者がございましてこちらの方に補助を行う事業でございまして100%で国県の補助になっております。

○宮尾障がい者福祉係長 0351 障がい支援区分認定等事務費です。こちらにつきましては障がい者の皆さんの障がい支援区分認定を行うための経費となっております。0353 介護給付費です。こちらにつきましては障がい者の方、障がい児の方に対する福祉サービスの事業費となっております。おめくりいただきまして84ページをご覧ください。0355 自立支援医療費等事業費です。こちらつきましても身体障がい者手帳を有する方が指定された医療機関で受ける医療費に対する事業費となっております。0356 補装具交付等事業費です。こちらにつきましては補装具の購入や修理に対する補助となっております。0357 地域生活支援事業です。こちらにつきましては手話通訳や成年後見など地域生活支援事業に対する事業費の経費となっております。次のページです。85ページですが、0359 地域生活支援センター事業費です。こちらにつきましては障がい者の居場所としましてみのわ〜れ、みのあ〜るの運営にかかるものです。新規といたしましては18の負担金ですけれども、みのわ〜れの防火ダンパーの清掃負担金としてイオンの方にお支払いすることになっております。以上です。

○北條社会福祉係長 96ページお願いいたします。0409 献血推進費でございます。こちらの方は郡の献血推進協議会の方への負担金ということでお願いするものでございます。続きまして歳入の方をご説明いたします。15ページの方をお願いいたします。14款の分担金及び負担金でございます。民生費の負担金の中の01 社会福祉費の負担金でございます。老人老人福祉施設の措置の負担金ということで計上をさせていただいております。

○小笠原高齢者福祉係長 その次の05 高齢者生活支援サービス負担金になりますけれども、こちらベッドの貸出料になります。続いて10の町単独老人福祉事業利用者負担金になります。こちらは短期宿泊事業ですとか、認知症損害賠償の保険料等の負担金となっております。続きまして17ページをお願いいたします。使用料及び手数料のうち03の民生使用料になります。そちらの01 生活支援ハウス使用料になりますけれども、こちらはグレイスフル箕輪の生活支援ハウスの利用料となっております。

○北條社会福祉係長 では20ページの方をお願いいたします。国庫支出金でございます。民生費の国庫負担金でございますが、01の社会福祉費負担金でございます。こちらの方介

護の低所得者の保険料の軽減負担分の方一般会計で受けることになってございますので計上をさせていただきます。また次に02の国庫補助金でございます。総務費の国庫補助金の中でございますけれどもこちらの方の04地域女性活躍推進交付金でございますが、こちらの方につきましては社会福祉協議会に委託する事業につきまして補助金、交付金を受けるものでございます。

○宮尾障がい者福祉係長 すみません戻って申し訳ありません。03の民生費国庫負担金です。04の自立支援事業費負担金です。こちらにつきましては介護給付費等のそれぞれ事業費の2分の1が国庫負担金となっております。同じく02の総務費の国庫補助金です。0312町単独福祉事業費ですが、こちらにも新型コロナ関連としまして外出支援券に対する経費の2分の1の補助となっております。

○北條社会福祉係長 21ページをお願いいたします。国庫支出金の方でございます。民生費の国庫補助金の中の01社会福祉費補助金でございます。こちらの方01の生活困窮者の就労準備支援事業費の補助金でございますが、こちらの方も社会福祉協議会の方に委託します事業につきましての補助金ということでお願いしたいと思っております。

○宮尾障がい者福祉係長 22ページです。自立支援事業費補助金ですが01の自立支援事業費補助金、こちらは手話通訳など地域生活支援事業に対する事業費の2分の1となっております。

○北條社会福祉係長 それでは24ページの方をお願いいたします。県支出金の方でございますけれども民生費の県の負担金で01の社会福祉費の負担金、こちらの方の介護保険の低所得者の保険料の軽減分でございますが、県の事業分ということで計上をさせていただいております。

○宮尾障がい者福祉係長 04自立支援事業費負担金です。こちらにも介護給付費とそれぞれの事業費の4分の1の負担となっております。01の地域福祉総合助成金です。こちらは心身障がい児者支援事業です。こちらについては事業費の2分の1の補助心身障がい児者支援事業につきましては4分の3の補助となっております。

○北條社会福祉係長 02の福祉医療の給付金事業の補助金でございます。こちらの方は県の補助区分ごとの補助金と事務費を計上をさせていただいております。07の介護保険事業補助金でございますけれども介護保険事業の運営費ということでこちらは社会福祉法人の利用料の軽減分ということで4分の3を計上させていただいております。0322の老人クラブの活動助成事業でございますが、こちらの方は長寿クラブの町の補助に対する県の補助金ということに計上させていただきました。老人福祉総合助成事業補助金でございますが、高齢者にやさしい住宅改良促進事業ということでこちらの方は2分の1の補助でございます。34の地域医療介護総合確保基金事業補助金でございますけれども、こちら中の0334地域医療介護総合確保基金事業費でございますが、先ほどご説明いたしました小規模多機能居宅介護支援事業の建設及び備品に関する補助でございます。

○宮尾障がい者福祉係長 26ページをご覧ください。上から2行目、自立支援事業費補助

金です。こちらにつきましても地域生活支援事業費に係る事業費の4分の1の補助となっています。

○北條社会福祉係長 28 ページでございますけれども、民生費の委託金ということになります。社会福祉費委託金で民生児童委員さんの交付金にかかわるもので県が負担するものがございます。31 ページをお願いいたします。19 款の寄附金でございますけれども 03 民生費の寄附金でございます。こちらの方は寄附があった場合に補正をさせていただくものがございます。35 ページをお願いいたします。諸収入でございます。その中の 03 項目の 3 目の福祉医療給付金の貸付金でございますけれどもこちらの方先ほど 0306 の貸付金のところでご説明いたしました金額の同額を計上しているものがございます。36 ページをお願いいたします。雇用保険料の本人負担分でございますけれども 0301 で社会福祉総務費につきまして会計年度任用職員の分の雇用保険料を計上させていただいてございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続いて 39 ページをお願いいたします。諸収入、雑入になりますけれども上から 6 番目になります。高齢者等生活支援事業費にあります。認知症損害賠償保険料の個人負担金ということで 1 万円の計上となっております。

○唐澤福祉課長 福祉課に係る部分については以上でございますのでよろしくをお願いいたします。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了いたしました。質疑午後にしますか、ちょうど時間も多分終わらないと思うので。それではここで昼食のため暫時休憩といたします。再開を午後 1 時といたします。

それでは会議を再開いたします。細部説明が終了いたしましたので質疑に入りたいと思います。議案第 21 号につきまして質疑ございますか。副委員長

○6 番 松本委員 83 ページの 0334 の地域医療介護総合確保基金事業補助金の小規模多機能居宅介護施設のことだと思いますが、事業者はどちらに決まったんでしょう。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 菜の花さんに決まりました。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員同じ質問。他にございますか。よろしいですかね。釜屋委員

○3 番 釜屋委員 77 ページの個別避難計画作成機能追加業務委託料ってこれ元々あったんだと思うけどちょっと詳しくお話をお願いします。個別計画の方。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

(聴取不能)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3 番 釜屋委員 これからだと思うんですけども、いわゆるこういう個別計画に載る方たちは避難所へ直接行かないで契約できている施設へ直接行っていいということでしたっけ。そうではない。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

(聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。中村委員

○14番 中村委員 77ページの民生費の中の先ほどの説明で人件費が主に減っているというような話だと聞いたんですけど、その人件費が減ったことについてこれは人員が減ったのか、それとも携わる人が内容的に変わったのかをお伺いしたいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○唐澤福祉課長 人件費につきましては総務課の方で一括計上をさせていただいております。それぞれこれから業務をやっていく中で一般職また正規、会計年度という区分の中で全体的に配置をされるものと承知をしております。このためどうしても増減の方また産休、育休等の職員等もありますし、ということでまた実際に配置後の4月以降につきましては例年6月の定例議会の方で最終的には人件費の補正をさせていただくということもございましてので現時点でこのところ何人それぞれについては総務課の方からの指示の方で入っておりますのでご理解いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他によろしいでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算福祉課に係わる部分を可決すべきものとしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に議案第24号 令和4年度箕輪町介護保険特別会計予算を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○唐澤福祉課長 それでは議案第24号 令和4年度箕輪町介護保険特別会計予算につきまして各担当の係長から説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○北條社会福祉係長 それでは歳出の方からご説明させていただきますが、主要事業の概要につきましては52ページの方でお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。では介護の14ページをお願いいたします。3100一般管理費でございますけれどもこちらは介護保険事業に係る事務費、人件費、また上伊那広域連合の負担金というふうで計上をさせていただきました。3102賦課徴収費でございますけれどもこちらは保険料徴収に係る経費でございます。3106認定調査費等でございますが、介護認定調査に係る認定調査員等の経費でございます。おめくりいただきまして3107認定審査会の共同設置負担金でござ

ございます。認定審査につきましては広域連合の方に委託をして実施しておりますので、広域連合が行っておりますので広域の負担金ということで計上をさせていただきました。3109 趣旨の普及費でございますけれども介護保険制度の普及に係わる経費でございます。3110 包括支援センターの運営委員会費でございますが、包括支援センターの運営協議会を年に1回以上実施することになっておりますのでそちらの方の経費となっております。次に3111 介護サービス等諸費でございますけれどもこちらの方は要介護1から5に係わるサービス利用費に係わる経費でございます。3119 介護予防サービス等諸費、こちらの方は要支援1、2の方が利用されるサービスにつきましての給付でございます。3125 審査手数料でございますけれどもこちらは国保連へ支払いを行うものでございます。次に高額介護サービス費3127でございますけれども、こちらは所得に応じた限度額を超えた分につきまして補てんするものでございます。次に3128 高額医療合算介護サービス等費でございますが、年間の医療と介護の合算が限度額を超えた分につきまして補助するものでございます。3150 特定入所者介護サービス等諸費、こちらにつきましては低所得者が施設での居住費、貯金が限度額を超えた場合の給付となるものでございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして介護19ページをお願いいたします。3151 介護予防生活支援サービス事業費になります。こちらにつきましては要支援1、2、総合事業対象者の方々のヘルパーまたデイサービス、またいきいき塾等の地域で行われている事業の委託料、またBサービスということで地域で行っている支え合いの取り組みに対する補助金となっております。続いて3152 介護予防ケアマネジメント事業費になります。こちらにつきましては要支援1、2の方、また総合事業対象者の方のケアマネジメントの実際に係る費用、また外部へ出す委託料が主なものとなっております。介護20ページをお願いいたします。3153 一般介護予防事業費になります。こちらは65歳以上の認定を引っさげない方々に対する介護予防の事業に対する経費になっておりまして100歳体操ですとか、等の費用になっております。その中で新規になりますけれども介護21ページの17 備品購入費になります。こちらに認知症機能検査用タブレット型PCとございますけれどもこちらは今年度から県の介護予防モデル事業として導入いたしました認知症予防体操コグニサイズにおきましてタブレットで認知機能の検査をするために購入するものでございます。こちらで検査ということで教室等で検査を行って必要な方々に対してまたそのあと体操、また医療の方につなげていく、そんなふうを考えております。続きまして3154 包括的支援事業費になります。こちらにつきましては主に地域包括支援センターの運営、また権利擁護ネットワーク、また地域包括ケアシステム推進協議会等々の費用になっております。介護22ページをお願いいたします。その中で主なものとしたしましては12の委託料になりますけれども、こちらの中で介護予防支援委託料です。こちらは要支援1、2また総合事業対象者の介護予防給付を使ってる方に対するケアマネジメントに対する外部へ出してる委託料になります。また13の使用料及び賃借料の中ですと相談記録管理システム使用料です。こちら3年ほど既にもう運用開始しておりますけれども引き続きの利用料となっております。ま



た 18 の負担金でありますけれども、こちらの方の民間職員受入負担金につきましては先ほど補正予算の方でも説明いたしましたけれども、引き続き上伊那医療生協の方から作業療法士の受入をしていくものでございます。続きまして 3155 任意事業費になります。こちらにつきましては主に認知症見守り支援事業ですとか安心配食見守りサービス事業また成年後見制度利用支援事業等が主な事業となっております。続きまして 3156 在宅医療・介護連携推進事業費になります。こちらにつきましても医療介護連携の事業の取り組みが主なものとなっていて 24 ページをお願いいたします。24 ページになりますけれども、こちらの主に 10 の需用費の中の印刷製本費にございますけれども医療介護ガイドブックですとか、お薬手帳カバー、また専門職向けのガイドブック等の印刷の方を計画をしております。また 13 の使用料及び賃借料の中に Wi - Fi ルータ・SIM 使用料でございますけれどもこちらについては町で導入をいたしました現在職員が使っております端末ですとか、先ほど申し上げました認知症予防のための端末等を外部へ持ち出した際にネットワークに繋がらないということがございまして外部へ出ても実際に資料を説明したりということができないものですから、一応 Wi - Fi の方の接続ということで繋げましてこちらの内部ネットワークに繋げて外部でも色々なサービスの説明ですとか、そういったところに使えるようにということで Wi - Fi ルータの使用料の方を計上させていただいております。これにつきましては 3156 と 57 の方で各 1 台ずつ、あと 3158 でそれぞれ各事業ごと 1 台ずつということで計 3 台の導入の方を予定をしております。続きまして 3157 生活支援体制整備事業費になります。こちらにつきましては主に社会福祉協議会への委託になりますけれども生活支援コーディネーターということで社協の方で 8 人のコーディネーターを配置をしまして各地区での謝礼、また生活支援、また介護予防に係わる集いの場等々の（聴取不能）の方の事業の方を委託をしております。3158 認知症総合支援事業になります。こちらにつきましては主は認知症初期集中支援チームの委託ということで伊那神経科病院また沢のひまわりクリニックさんの方へ業務の方委託しておりますし、また認知症カフェですとか認知症ガイドブックの印刷ということで認知症に係わる事業になっております。続いて 3159 審査支払手数料になりますけれども、こちらは総合事業の利用に係る審査支払手数料ということで国保連の方に支払をしております。

○北條社会福祉係長 では介護 26 ページの方をお願いいたします。6 款の基金積立金でございます。3133 の介護保険給付準備基金積立金ですけれどもこちらの方は利息分を計上させていただきまして必要に応じて補正をさせていただくものでございます。27 ページ 3138 第 1 号被保険者の保険料の還付金でございますが過年度分の還付ということで計上させていただいております。3139 の償還金でございますが、こちらの方は実績に応じて必要により補正をさせていただくものでございます。おめくりいただきまして予備費でございます。3147 の予備費ですが、調整により計上をさせていただくものでございます。歳入の方のご説明をさせていただきます。介護 3 ページの方をお願いいたします。1 款の保険料でございます。こちらまず第 1 号被保険者の保険料でございます。65 歳以上の方の被保険者数の見

込みを計上させていただきました。

○小笠原高齢者福祉係長 続いて介護 4 ページをお願いいたします。負担金になりますけれども 01 介護予防事業負担金になります。こちらにつきましては訪問 C サービスの 1 割分の負担になります。続いて任意事業負担金ですけれども、こちらは後見申し立てに係わる費用ですけど一旦町が支払って本人に（聴取不能）した部分の残金となっております。

○北條社会福祉係長 介護 5 ページをお願いいたします。使用料でございます。こちらの方ですけども督促手数料といたしまして納期を過ぎて保険料を納付する場合の督促手数料を計上させていただいてございます。おめくりいただきまして国庫支出金の方をお願いいたします。介護給付費の負担金でございますが、介護給付に対するもので法定割合が 20% というふうになっております。調整交付金でございます。こちらの方は財政調整交付金で 5% また年齢構成や地域の実情に応じて地域間格差を調整するためのものがございます。

○小笠原高齢者福祉係長 続いて 02 の地域支援事業交付金（介護予防事業・日常生活支援総合事業）になりますけれども、こちらにつきましては対象事業費の 25% 分の収入となっております。03 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）になりますけれどもこちらは対象事業費の 38.5% が国庫負担となっております。続きまして介護 7 ページ保険者機能強化推進交付金になりますけれどもこちらにつきましては各事業の取り組みの実施状況に応じまして特典が付きましてそれに依りて各市町村に配分されている交付金となっております。介護保険努力支援交付金ですけども、同じく推進交付金同様各市町村ごと得点に応じた配分となっております。

○北條社会福祉係長 その他の補助金でございますが、こちらの方は制度改正に伴いましてシステム改修を行った場合の補助金ということになっておりまして令和 4 年度につきましては未定となっております。おめくりいただきまして介護 8 ページの方をお願いいたします。支払基金の交付金のうちの介護給付費の交付金でございますけれどもこちらの方 2 号被保険者分ということで法定割合は 28% というふうになっております。

○小笠原高齢者福祉係長 続きまして地域支援事業支援交付金になりますけれどもこちらにつきましては介護予防事業に係わる分ということで法定割合の 27% というふうになっております。

○北條社会福祉係長 県の支出金の方ご説明させていただきます。介護給付費の負担金ということで県の負担分、法定割合は 12.5% というふうになっております。

○小笠原高齢者福祉係長 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）ですけども、こちらは法定割合対象事業費の 12.5% となっております。次に、地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）になりますけれども、こちらは事業費の法定割合の 19.25% となっております。

○北條社会福祉係長 総務費の委託料でございますけれども、生活保護の受給者等が介護認定を受ける場合に県から委託を受ける分ということで計上をさせていただいております。おめくりいただきまして繰入金の方でございますけれどもこちらの方町の一般会計からの

繰入れということで介護給付費の町負担分は 12.5%というふうになっております。

○小笠原高齢者福祉係長 次の 02 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)になりますけれども、こちらは対象事業費の 12.5%となっております。03 地域支援事業繰入金(総合事業以外の地域支援事業)になりますけれども、こちらは対象事業費の法定割合が 19.25%となっております。

○北條社会福祉係長 低所得者の保険料の軽減繰入金ですけれども国と県につきましては一般会計で受け入れまして介護特会の方へ町分を含めて繰入れを行うものでございます。05 のその他一般会計繰入金でございますが、こちらは事務費と人件費の町の負担分でございます。介護保険料の準備基金の繰入金でございますが、こちらの方は必要に応じて補正にて対応させていただきます。11 の繰越金ですけれども、こちらは決算後に補正にて対応させていただくものでございます。介護 12 ページをお願いいたします。こちらの方 13 款の諸収入でございます。1 号保険者の延滞金また預金利子それから第三者納付金等科目計上をさせていただいておりまして必要に応じて補正を行うものでございます。雑入につきましては雇用保険の本人負担分につきましては会計年度職員につきまして各コードで計上をさせていただいております。

○小笠原高齢者福祉係長 02 居宅介護サービス計画収入になりますけれども、こちらは要支援 1、2 あと総合事業対象者に係る介護予防ケアマネジメントまた予防の支援の給付の方の事業費が(聴取不能)の方から収入となっております。

○北條社会福祉係長 16 款の財産収入でございます。利子及び配当金につきましては基金積立金に対する利息ということで計上させていただきました。説明は以上になります。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了いたしましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございますか。釜屋委員

○3 番 釜屋委員 21 ページのコグニサイズ、認知症機能検査用タブレットコグニサイズってこれ新しい事業としてあると思うんですけれども、ちょっと簡単に説明お願い出来ますか。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 コグニサイズにつきましては国立長寿医療研究センターが開発をしました認知症予防を目的とした取り組みです。これ認知機能の改善と運動機能の改善ということで両方を掛け合わせて頭を使った課題と運動課題を同時に行うことによって心身の機能を効率的に上げていくというプログラムになっています。既にちょっとケーブルテレビ等でもみじチャンネルでも先行してやらせていただいておりますけれども、いわゆるステップを踏みながら引き算をしたりだとか、しりとりしながらウォーキングするだとか、そういった両方頭と体を使いながらやるってということで全体の機能を向上させていくというものになります。あと検査につきましてはこちらの研究センターの方で開発した検査ツールというものがございますので、そちらの方で介入前、介入後で評価をしていく中でそういった効果を測定していくというものを来年の 6 月頃からそういった教室を実施して

いきたいなということで今計画をしております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 これはどういう単位で開催するんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小笠原高齢者福祉係長 一応一般募集という形で今教室の方計画をしておりますし、あとは100歳体操ですとかそういった単位での希望があればそういったところでも出向いて行って教室の方行くということで今計画の方しております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し討論に入ります。議案第24号につきまして討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第24号 令和4年度箕輪町介護保険特別会計予算について可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。福祉課に係わる審査は以上ですかね。それでは協議会に切り替えます。

【福祉課 終了】

### ③住民環境課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。それでは住民環境課に係わる審査を始めたいと思います。まず議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)について住民環境課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○川合住民環境課長 それではご説明の前に大変申し訳ございませんが、本日生活環境係長の根橋が体調不良でちょっと欠席しておりますので代わりまして私の方でちょっとつたない説明になってしまうかもしれませんがよろしくお願ひしたいと思います。それでは議案第2号の補正予算についてお願ひします。説明資料の議案書の26ページをお願ひいたします。26ページ一番上の0435 自然エネルギー導入促進事業費でございます。こちらの方14として工事請負費としましてみどりの資源リサイクルステーション枝幹粉碎処理でございます。114万円でお願ひしたいものでございます。こちらの方先日の一般質問でもございましたけれども、大量に今積み上げられておましてそれを大型機械で建設業者に持ち込んでもらって搬入してもらってその処分作業も行ってもらってチップ化できるものはチップ化、またダメなもののはちょっと除却すると、一旦とにかく綺麗にするということでお願

いしたいものでございます。続きまして 0460 ごみ・し尿処理事業費でございます。18 の負担金補助金及び交付金でございます。マイナスの 2,348 万 9,000 円でございます。こちらは伊那中央行政組合の負担金の減、それから上伊那広域連合の負担金の減ということでございます。補正につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございますか。副委員長

○6 番 松本委員 すごい量ですか。不法的なあれは。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 結構な量があります。時期になるとかなり持ち込まれてしまってるので今現在も積み上がってる状況になってます。人の身長よりも高い高さに積み上がっております。

○6 番 松本委員 明るいうちに（聴取不能）

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 いろんなケースですね、たぶん私も実際現場にいて明るい時間帯に勘違いして何でも持って来ていいんだと思って持ち込まれた方がいて枝がついてるものだめですよと言ったら初めてそこで気が付いて持ち帰られた方もいますし、暗くなってから一般質問でもありましたけど業者が入れてきてるんじゃないかっていうのもちょっと若干あるんじゃないかというケースもですね、あるかなと思ってるところです。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3 番 釜屋委員 これ工事請負費というのはどういう処理をしてもらってことです。要するに私たちが考えるにはそれを早く一旦入れるのをストップして破碎しちゃえばいいような気もするけどとてもそれじゃできないってということですか。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 破碎、粉碎できるものは粉碎させていただきますが、今買っている機械を使ってではなくてもっと大型な機械があるんですけどもそれを建設業者に持ち込んできてもらってそこで現場で処理していただくと。あとですね、根っこがでかいもの、巨木になってるような根っこがついてるものとかそういうものの除却とかもですね、伴うものですから搬出作業とかそういうものも一応計画してるところです。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。入杉委員

○13 番 入杉委員 このごみ・し尿処理事業の減額は単純にごみが少なくなったからってことですか。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 まず伊那中央行政組合についてはし尿処理量の減が大きなものの要因になっています。それから上伊那広域連合の方もクリーンセンターまた上伊那クリーンセンターともに処理量が減になったということでその分だけで両方合わせて 1,100 万円ほど減額になっているところがあります。また焼却施設の解体工事の関係での減額が約 600

万ほどございますのでそういったことで減額になっております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。中村委員

○14番 中村委員 先ほどのみどりの資源サイクル事業の一旦全部なしにしてしまうという話でしたが、委員長その後のことについてはまた同じにやったらまた同じようになってしまうと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 金澤議員さんの一般質問でもご答弁させていただきましたけれども、今現在ですね、見に職員が行ける体制的にはちょっと苦しいんですけども、週1回見に行けるかいけないかの今状況になってますが、それをちょっと平日に限定しますけれども、一応基本5日間毎日確認に行くということを一応原則としていきたいと思っています。そしてさらにやっぱりご質問も出てましたけども、枝葉がついてるものがそのままに置かれてしまってるのでそれじゃあいいやっていってまた次々と持ち込まれてしまってるケースもあるのでそういうものを毎日確認することでいち早く撤去してしまおうと。健全な状態を保って運営していけないかということを考えているところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 こういうものはダメですか大きく書くとかそういう改善とかそういうことは考えていないですか。看板を書き直すとか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 どの程度の看板ということをもあるんですが、現在実施しております盾看板ですね、工事用看板でのもちろん表示はですね、もう一度再度適切な箇所に設置していきたいというふうに思います。ちょっと今までの看板が見えづらかったということもありますのでわかりやすい表記にしたりとか、変えてそういう周知をしていきたいというふうに考えています。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 新聞等を利用するとか、あと箕輪町の箕輪のテレビで放映するとか、そういうようなことは考えていますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 ご案内のようにみのわ新聞さんも非常に協力していただきまして何度も何度も書いていただいておりますのでまたそれはお願いをしてきたいと思っております。また広報にもですね、みのわの実にも毎年毎年一応書いて周知はしているところなんですけど、なかなかご覧いただけてないのかどうかというところもありますので、いずれにしても周知はしていきたいというふうに思っているところです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し討論に入ります。議案第2号につきまして討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)、住民環境課に係わる部分について可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に議案第6号 箕輪町第5次振興計画の変更について住民環境課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○川合住民環境課長 それでは議案第6号 第5次振興計画の変更について住民環境課に係わる部分についてご説明させていただきます。初めに基本構想のチャレンジというところがございますけれども32ページでございます。32ページ赤字の部分でございますけれども重点プロジェクトとして20としてゼロカーボンチャレンジを追加されましたという形になっております。それから次に46ページをお願いいたします。チャレンジ目標2の13の「資源と人の循環づくり」緑のエネルギー活用チャレンジというところで概要の②の実施事業の中に家庭用太陽光発電の普及推進、EV車の普及推進、BDF活用、薪・ペレットストーブの普及推進などということを加えさせていただいたところがございます。それから53ページでございます。重複する部分もありますが20として箕輪町ゼロカーボンチャレンジということとそちらにございますように目的から1ページそっくり追加をさせていただいたところになっておりましてゼロカーボンを目指していくということと取り組んでいきたいというふうに思います。こう中でこの地球温暖化対策もですね、SDGsが掲げる誰一人取り残さないというところでの取り組みを基本としつつそうした再生可能エネルギーの導入ですとか、3Rの推進それから環境に配慮した車への転換、やはり吸収源になります森林整備等々を概要として掲げているところがございます。町民の役割としては、やはりこれはもうお一人お一人取り組んでいただかなきゃならないということになりますし、また企業団体でも進めていただくということで掲げさせていただいたところがございます。ちょっと簡単になりますが、以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 今ご説明をいただいた46ページのところの薪・ペレットストーブの部分とそれから53ページこれが関係するんだと思いますが、下の方の森林整備、森林資源活用というところですね、この辺の関連の中で何か一連の一般質問の町長の答弁の中にちょっとこの辺薪とかペレットストーブとかかわりかし木質資源の利用という話題が出てくるんですけれども、何かこの辺でですね、具体的なというか計画というか事業の予定というか検討している状況とかでもいいんですけれども、何かこの辺について取り組みを進めていく方向なのかどうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 木質バイオマスに関して地球温暖化対策の特別委員会でも出てるんですが、大規模な塩尻市にあるような大規模なバイオマス発電というのはもう馴染まんだらうということが一つ、それからやはり木はただ燃やして活用するだけじゃなくてやはり木として材として使うのが基本で、それに残る端材であったり使えないものをやはり今度は燃料、エネルギーとして活用していこうというのが大きな狙いであろうというふうに考えております。また実はですね、データで出てるんですけども特に長野県なんか顕著だと思えます。太陽光発電しきりに私たちも進めてますが、どうしても夏場の太陽光っていうのは十分に発電量もあります。ただ、今の冬場の時期ですね、この冬場の時期っていうのは逆にエネルギー不足に陥っちゃってます。ですから一般家庭においても太陽光付けてる家、充電池があってもおそらく冬場のエネルギー、これは山形大学の先生が(聴取不能)してるやつがデータであるんですけどもおそらく70%程度しか冬場は家庭でも賄えてない。だからどうしてもやっぱりそれを賄うには木質バイオマスとかペレットストーブであったり薪ストーブであったりというものをやはり家庭にも事業所もそうなんですけど、普及させていかなないと総合的なエネルギー量っていうのはやはり確保できないんだらうということが私たちそういうふうに捉えているところです。というところでやはり木質バイオマスも太陽光と並行してですね、やはり普及させてかなきゃならないんだらうなということを考えています。また総合的にはこの森林活用も含めてですね、産業振興課で来年度森林ビジョン立てる中で総合的にまた計画を立ててもらおうということは考えているところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 森林ビジョンとの関連の中で、またその辺の活用をとということですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 関連なんですけど、このペレットストーブというのは意外と普及していないということを聞いて、なんで普及しないんですかってある人に聞いてみたら、意外と温かくないっていうことがあれでその辺は町ではそういうふうに受け止めているわけですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 実は長野県の普及率ってちょっと今手元にデータがないのでいけないんですが、かなり高いんですね。ペレットストーブとかの普及率は高いらしいです。確かに寒さが厳しすぎてというところが一つ問題があります。それに加えてやはり断熱性能がちょっと低いお宅で入れてくとどうしても熱逃げてっちゃうのでということもちょっと原因の要因としてあるんだらうと。ですので断熱性能を高めた上でペレットストーブを入れるとかなり効率がいいはずだと考えてるところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 副委員長

○6番 松本委員 (聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 一概には言えないんですが、やはりその条件が揃った方が熱効率とし



ては非常に高いし、いいんだろうというふうに思っております。おそらく役場の庁舎に入れてもかなり寒いままかもしれませんね。やはり断熱性能悪いのということと一緒にというふうに捉えられます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 ゼロカーボンチャレンジの中のみんなでできること企業、団体に脱炭素社会に向けたということで書いてあるんですけど、役場の庁舎が以前はゴーヤのカーテンをつけたりやったじゃないですか。それともう一つ、タイトル掲げて、今ど忘れしちゃった。ごめんなさい。そういう役場としての取り組みが何かこれから考えておりますか。庁舎とか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 今回の緑のカーテンについてを申し上げますと、実は今施策一覧ということで町全体のどういうことを2030年、2050年に向けてやってくかを一覧です、今整理をつけて委員会にもお諮りして検討をいただいておりますところなんですけども、その中なんです、実は緑化整備による吸収源対策とかということなんです、住宅緑化支援だとか緑のカーテンなんです、というのをですね、取り組んでほしいなということで一応政策としては掲げていこうという計画でおりますが、ちょっとこっちの振興計画の方でちょっと入れなんじゃったもんですから大変申し訳ないんですが、一応そういうような形で今検討して進めております。また役場の緑のカーテンですね、実はここ今総務課ともせめぎ合ってます、実は水道の水使ったんですね。これがいいのかというところの判断が難しく、ただ、南側に座ってる課長とか職員の意見聞くとかなりやっぱり効果あるらしいんですね。暑さを抑制する。そうすると当然今度エアコンをそんなに強く回さなくても済むということで良い面もあるはずなので私としては強く進めているところなんですけど、ここはちょっと今調整してるところでぜひ再開したいなというふうな思いは持っておりますのでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 もう一つですけど、学校のエアコンを効率的にするには窓際に遮光カーテンなり緑のカーテンまでいくと大変ですけどスクリーンを降ろすとか半分降ろすとかそんな感じで外へエアコンの熱が影響されないようになるべく。二重サッシにするっていう事例もあつたりするんですけど、この設備を全部っていうわけにはいかないでしょうけれど、そういう学校の省エネっていうのを少しは挑戦できるあれですけど、考えはありますかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 学校もですね、やはりどうやっていこうかということでやはり議員さんおっしゃるように二重サッシ対策とか先ほどの私もちょっと行ってびっくりしたんですけどエアコンつけたのもう化石燃料使っていないかと思ったら冬場は逆に寒くていられないということで灯油ストーブ今も使ってるんですね。これは先ほど松本議員さんからも

ご質問あったように断熱性能測ってやっぱりペレットストーブとかもしそれでも寒いならペレットストーブとかに切り替えたいなっていうのはですね、実は根底には思っています。やっぱり学校でも教育委員会サイドでも文科省サイドでもやはり学校のゼロカーボン化というのを推進するということは掲げられていますので教育委員会とも話ししてどういう段取りで進めていこうかということで今検討しております。まずはエネルギーをつくることということで学校は特に体育館にまだ太陽光を乗せるとかなり学校単体ではその太陽光だけで電気は賄えるんじゃないかという私なりのちょっと試算をしてるんですけども、さらにまだ余剰電力が出るかなということで考えておりますし、またなかなかここも給食調理員の方達からするとちょっと電気の炊飯器みたいなああいう調理器具はちょっとエネルギーというか力が不足するのでどうしてもガスが良いとは言ってるんですが、できれば余剰電力があるならやっぱ電化に切り替えたいなというところがあったり、あと照明もまだLED化されてないのでLED化を進めるとか、そういうことも合わせてちょっと今検討してるところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し採決に入ります。議案第6号 箕輪町第5次振興計画の変更について住民環境課に係わる部分を討論か、すみません、討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは採決に入ります。議案第6号 箕輪町第5次振興計画の変更について住民環境課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に議案第20号 箕輪町公園墓地条例の改正の全部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明を求めます。課長

○川合住民環境課長 それでは議案第20号 箕輪町公園墓地条例の全部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。この条例につきましては新年度建設予定しています合葬式墓地の建設に伴い合葬式墳墓の使用許可及び使用料等について新たに規定するとともにこれまで未定義だった公園墓地内の聖地の返還や使用料等についても規定するためこの際全部改正をするものでございます。それでは細部につきましてご説明いたしますので議案書の9ページをお開きいただきまして資料の方でご説明させていただきます。本会議でも提案説明の際説明しましたので主だったところを中心にご説明させていただきます。今回の改正につきましては明確にわかりやすくするためにですね、章立てで構成しまして第2章で既存の聖地ですね、公園墓地の関係、それから第3章で合葬式墳墓の関係につい

て規定いたしました。それから既存の公園墓地の聖地ですけども聖地の使用者の資格につきましては第 6 条で町内に本籍または住所を有する者ということでまた町内に本籍のみを有する者につきましては、町内に住所を有する者を管理人として定めていただく必要がございます。それから聖地の使用料につきましては第 9 条でございます。こちらの方ですね、整備した年度、かかった経費によってその区画の使用料を今まで決めてきましたけども年度年度で使用料が同じ大原公園墓地内でも年度によって金額がそれぞれまちまちでした。でするのでこの場所は何万円、この場所は何万円という形になってましたので、この際経過年数も経ってますので特に大原公園墓地等につきまして全体的にそうなんですけど、使用料額をですね、引き下げた上で区画の面積に応じてその公園墓地内であれば統一の金額でいきたいということで規定させていただいたものでございます。また③としまして使用聖地の返還について今回規定させていただきました。いずれにしても聖地を使用しなくなった時には聖地を原型に復して返還していただくということでございます。これまではですね、それぞれの利用がよかったというかですね、それぞれで例えば譲渡を任意ですよね、譲渡、譲り渡すというような権利を譲り渡すというようなやりとりを黙認とまでは言いませんが、認めてきたところがございますけども、やはり財産的には町の財産ですのでこれはやはり使わなくなった以上は町に返していただくと。中にはですね、これ私の財産だっと思いついてる人が使ってる人の中ではいらっしやって。もちろん永代使用権は持っているんですが、ただ、使わないのであればやはり返還をしていただくのが妥当であろうということで今回規定を盛り込まさせていただきました。また聖地使用料の還付についても規定しまして第 20 条でございますけども届け出があった場合につきまして最長 5 年以内ということでございますけども 100 分の 80 から 100 分の 40 の間で返還をするという規定でさせていただきました。これにつきましては伊那市と辰野町と同じ内容とさせていただきます。ちょっと変えようかなという考えもあったんですが、同じ基準で統一させていただきました。それから⑤として合葬式墳墓についてでございます。合葬式墳墓につきましてはまた後ほど予算の中でもご説明させていただきたいと思いますが、個別埋蔵場所と共同埋蔵場所の 2 種類ございます。それから合葬式墳墓の使用についてでございますけれども個別埋蔵場所に埋蔵できる期間は 15 年としまして 15 年を経過しました焼骨については共同埋蔵場所に移すと。この場合には使用料は改めて徴収はいたしません。協同埋蔵場所の使用許可を受けた方につきましては直接共同埋蔵所に埋蔵するものでございます。それから⑦として合葬式墳墓使用者の資格と使用許可についてでございます。22 条と 24 条でございますが、この資格につきましては町内に本籍または住所を有する方でございます。使用者と被埋蔵者が同一の場合は立会人を定めていただく必要がありますということで若干この立会人という考え方をご説明しますと、例えば身寄りがいない方がいらっしやった場合ですね、現在もご相談を受けてますが、葬儀会社はその後の形を頼まれるという形がありましてそういった方も立会人として認めるという形をとりたいと思っております。そういう形で立会人という形にさせていただいています。それから⑧としまして合葬式墳墓使用料について

第25条でございますけども使用料については町内に住所を有する方につきましては個別埋蔵場所については焼骨1体につき15万円、それから共同埋蔵場所の場合は焼骨1体につき5万円、それから町内に本籍のみを有する方につきましては個別埋蔵場所では18万7,500円、共同埋蔵場所について6万2,500円ということで1.25倍の差をつけさせていただきました。こちらにつきましてはですね、伊那市は1.5倍、辰野町は1.25倍でどうしようかと考えてこちらについては辰野町を採用して1.25倍にしたという形でございます。それから合葬式墳墓の使用料の還付ということで使用許可を受けた日から5年以内に限りまして3分の1の額を還付するよう規定をしたものでございます。それでは議案書の方7ページの方へお戻りいただきまして附則でございます。施行期日につきましては令和4年4月1日から施行するというようお願いいたします。それから既に公園墓地動いておりますので経過措置をそちらの方に二つ経過措置として記載しましたのでよろしくをお願いいたします。細部説明につきましては以上でございますのでよろしくをお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 私も時々聞かれて今墓地を持つてる人が返したと。そして納骨はそちらの合葬式に納めたと。だから空いている気になった墓地聖地と欲しい人のマッチングとかっていうのは役場ではやらないですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 今後ですね、返還していただくようになりますので、そうしますとマッチングしていくことになるかと思えます。現在も実はご相談いただいた方をこことここが空いてるけどということで今度は空いてるといふか譲渡したいといふか使っていない方にご連絡して今は空いた日で調整していただいていたんですね。そこで話が整うと使用者の変更届を出してもらおうというやり方でしたけども、今後は町に返還になりますので常時公募みたいな形で例えば空いている区画があるよという案内をホームページで出したりですとかして調整をしてくという形になろうかというふうに考えているところです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。議案第20号箕輪町公園墓地条例の全部を改正する条例制定について可決すべきものと決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に議案第 21 号 令和 4 年度箕輪町一般会計予算住民環境課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○川合住民環境課長 それでは議案第 21 号の令和 4 年度箕輪町一般会計予算の住民環境課に関するものにつきましてそれぞれ係交代しながら歳入歳出ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。また一番最後の方ですね、松島駅のトイレの図面がまだ完成してませんが図面ができ上がってきたものですから、そちらとあと今ご説明しました松島大原公園墓地の関の図面、まだこれも出来上がっておりませんが、一応今の現在の考え方をご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それではまず歳入からでございますけれども予算に関する説明書ですね、17 ページをお願いいたします。まず 15 款 使用料及び手数料でございます。02 総務使用料としまして 02 町内循環バス使用料ということで 63 万円計上させていただきました。また 04 衛生使用料ということで公園墓地使用料、公園墓地事業費ということでこれは今ご説明した合葬式墓地を年内に完成して公募したいということで考えておりますので一応計上させていただきました。

○有賀住民係長 18 ページをお願いいたします。中段にあります総務手数料のうち 03 節 戸籍住民基本台帳手数料といたしまして 901 万 7,000 円を計上いたしました。窓口で発行する住民票や戸籍証明などの交付手数料でございます。

○川合住民環境課長 続きまして同じページの 04 衛生手数料でございます。こちら例年のものになりますが犬の登録手数料、それから一般廃棄物許可申請の手数料、それから公園墓地管理手数料現年分と滞納分でございます。続きまして 20 ページをお願いいたします。中段でございますが国庫補助金でございます。02 総務費国庫補助金でございます。02 総務費補助金の中の 06 地方創生臨時交付金でございます。この中に 0451 公園墓地事業費として 152 万 9,000 円歳入として見込んでいます。こちらの方ですね、また後ほど説明いたしますが公園墓地の管理システムを導入するに当たりこれが DX の関係で当たるということで見込んでるところでございます。

○有賀住民係長 21 ページをお願いいたします。16 款 国庫支出金になります。2 項 総務費国庫補助金になりますが、上段 24 個人番号カード交付事務費補助金といたしまして 308 万 3,000 円を計上いたしました。続きまして 23 ページをお願いいたします。上段の 3 項 2 目総務費委託金 2 節 戸籍住民基本台帳費委託金でございます。中長期在留者住居地届出等事務委託金といたしまして 42 万 7,000 円を計上いたしました。続きましてすぐ下の段の 3 目 民生費委託金でございます。国民年金事務委託金といたしまして 381 万 5,000 円を計上いたしました。

○川合住民環境課長 次のページ 24 ページでございます。17 款 県支出金でございます。下から 2 番目の 02 総務費県補助金でございます。01 総務管理費県補助金としましてゼロカーボン推進事業費 628 万 1,000 円でございます。こちらの方は県の元気づくり支援金を見込んでるところでございます。それからその下の 13 の消費者行政活性化事業補助金で

ございますが、こちら県からの毎年度要望してきているものでございますが、補助金でございませぬ。

○有賀住民係長 27 ページをお願いいたします。下段の 3 項 委託金 2 目 総務費委託金です。3 節の戸籍住民基本台帳費委託金になります。人口動態調査委託金といたしまして 2 万 8,000 円を計上いたしました。

○川合住民環境課長 29 ページをお願いいたします。01 財産貸付収入でございます。土地建物貸付収入として 0245 公共交通事業費 76 万 8,000 円でございます。こちらの方高速中原駐車場の土地貸付収入でございます。あとすみません、39 ページをお願いいたします。諸収入でございます。こちらの方例年のものとなっておりますが、循環バスの広告の収入、停留所またバス車両の広告です。それから伊那松島駅の乗車券販売手数料でございます。それから 40 ページでございます。上から 5 番目でございますかね、0436 ゼロカーボン推進事業ということで 50 万円エコバック制作企業協賛金として企業協賛を 10 社今年度は募集したいと思っています。昨年度は 5 社応募したところ大変やりたかったけど 5 社ならすぐ埋まっちゃうだろうということでできなかったというお声を大変いただきましたので今年はその倍に増やして 10 社に増やして公募で作らせていただきたいと思っています。それから 42 ページをお願いいたします。23 款 町債でございます。上から 3 番目 04 衛生債でございます。こちらの方駅のトイレの建設に係る起債でございます。1,890 万円お願いしたいものでございます。それでは続きまして歳出の方をご説明させていただきたいと思っております。歳出の方につきましては主に大きなもの、また変更があったもの等々を中心に説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。それでは 57 ページをお願いいたします。0232 財産管理費でございます。中段 12 の委託料と 14 で工事請負費でございます。12 の委託料の方につきましては松島駅公衆トイレの測量、それから工事の関係の管理それからトイレの清掃業務委託ということで計上させていただきました。また 13 の方でも木ノ下駅のトイレの関係とか既存のものを載せました。14 の工事請負費で伊那松島の建設工事ということで計上させていただきましたのでよろしくをお願いいたします。続きまして 63 ページをお願いいたします。こちらの方公共交通でございます。64 ページの方です。失礼いたしました、64 ページの方でございます。中央高速バスの用地使用量ですとか町内巡回バスの関係、それから伊那定住自立圏の関係の負担金の関係を計上させていただいております。それから次の 0247 はこれは例年どおりの消費者行政に係るものでございます。

○有賀住民係長 続きまして 67 ページをお願いいたします。下段から次の 68 ページにかけて 0254 戸籍・住民基本台帳費となります。3,680 万 1,000 円を計上させていただきました。前年度比較は 1,906 万 8,000 円の減額となります。減額の要因は負担金になりますが、今まで個人番号カード関連事務等に関する負担金を町から地方公共団体情報システム機構に支払い町は国から補助金をもらっていましたが、この分が国から地方公共団体情報システム機構に直接補助金交付されることになりましたのでこれにより減額となるものでござ

います。それ以外の歳出につきましては例年どおりでございます。

○川合住民環境課長 続きまして 101 ページをお願いいたします。0430 環境衛生費でございます。こちらの方、環境審議会の次のページ 102 ページに渡っていきますけれども、環境審議会の関係委員報酬を今年度 3 回分計上させていただきました。こちら地球温暖化関係また環境基本計画の関係のご審議と合わせて一般質問でもありました太陽光の関係の条例制定の関係のご審議のために例年よりは多く計上させていただいたところでございます。それから 0431 の公害対策事業費につきましてはこれは例年どおりのものを計上。また 0433 も同じでございます。それから 0435 も自然エネルギー導入促進事業費としてみどりのリサイクルステーションの運営費等々に係る部分を計上させていただきました。それから 0436 ゼロカーボン推進事業費でございますけれどもこちらの方またあとでご説明させていただきますが、施策一覧、個別施策の一覧の方でも掲示させていただきましたが一応 7 月 3 日にですね、ゼロカーボンシティ宣言をするような形のイベントの業務委託料ですとか、それから住民の皆さんに向けたリーフレットなんかを作成した啓発のリーフレットを作成した全戸配布のもの、それから先ほど説明いたしましたエコバックの作成等々を兼ねて行っております。それからまたですね、一旦ここで今年度で実施してます特別委員会は一度これで解散しますけれども、やはりこれは継続的に調査研究をしていく必要があると。特に事業者の皆さんですとか、大学機関ですとかそういった皆さんとも伊那テクノ財団だとか、ああいう皆さんとか民間事業者の力も借りてお知恵も借りてですね、調査研究を図っていく必要があるということで引き続き委員報酬等を計上させていただいてるところでございます。それから 12 の委託料としまして、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画策定支援業務委託料として 935 万円計上させていただきました。こちらの方は環境省の交付金の令和 5 年度での活用に向けた業務委託料となります。なかなかハードルの高い事業でございますので計画を立てていく中でですね、別の環境省の補助金もありますし、他の補助金もありますし、また起債事業もございますので場合によってはそっちへ切り替えるということも視野に入れながらも、できればこの交付金、補助率も高いですのもまた 5 カ年の事業ということで実施できるということもメリットとしては大きいものですから検討をしていきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いいたします。それから次に 08 の墓園費でございます。次のページ 105 ページですけども 0451 公園墓地事業費でございます。こちらの方例年どおりのものですね、12 の委託料にですね、合葬式墓地の工事の関係の管理委託料とそれから新型コロナ関連ということで霊園管理システム導入業務委託料 299 万 2,000 円計上させていただきました。またその下の公園墓地管理システム使用料も同じでございます。使用料ということで計上させていただきましたが、現在今箕輪町には町でつくった公園墓地が 9 箇所ございます。9 箇所 1,334 区画ございましてこれを現在紙台帳と Excel のファイルとでもアナログで管理をしてるという状況でこれがですね、やはりちゃんとこう継承して管理していかないとですね、今後非常にまずいことになるだろうということでやはりここはシステムを導入させていただいてこの土地の経過まで昔の過去までは入れられませんが、

これからの経過についてはこの人からこの人へ変わってってるところをですね、ちゃんと追えるような形とかまた木下と大原公園墓地に関しては管理料を徴収してますのでこれもやはり徴収状況がきちっと把握できるように間違いなく把握できるようにということでやっていきたいということでシステム化を図らせていただきたいというものでございます。それから14工事請負費でございますが、合葬式墓地の建設工事として3,091万円計上しているところでございます。それから次の0460ごみ・し尿処理事業費でございます。こちらの方ですね、次のページ106ページでございますが、ちょっとあまり政策的に大きく掲げてなかったものですから目立たない政策でなっておりますが一番上の方ですね、紙おむつ使用者支援消耗品というのがございまして131万4,000円計上させていただきました。これは新たな事業でございますが一応子育て支援と福祉の向上を目的として新たに実施するものがございますが、内容につきましてはこれまで赤ちゃんがいる世帯、また高齢者世帯で紙おむつを使うということで非常にゴミ袋ですね、燃えるごみの袋が不足してしまうということで今現在はチケット、ゴミ袋を買うチケットを無料で残された期間ですね、年度の残された期間と使用者の人数とかで勘案してチケットを無料で渡してました。普通の場合は追加で買う場合は有料で1,800円だかでチケット1枚買わなきゃいけないんですが、その方たちには無料でチケットお渡ししてました。お渡ししてそのチケットを普通にごみ袋買うときにお金を払ってゴミ袋を買ってもらっていたわけですけども、やはりここをちょっと見直しまして、ゴミ袋そのものを無償でそういった方にはお渡しするというようなことの政策に切り替えようということで考えておるところでございます。一応対象とするのはですね、満3歳に達するまでのお子さんについては無条件で、それからあとは紙おむつを使用している方での形になりますが、介護認定を受けられている方、それから身体障がい者手帳をお持ちの方ですとか、療育手帳をお持ちの方、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、それ以外にもですね、一応75歳以上の方でそういったものを持ってませんが、75歳以上の方で紙おむつを使用している方についてはこれも対象にしようということで対象範囲にしているところでございます。1回の申請に対しまして限度として20枚お渡しするという考え方を持ってまして年間の申請回数は上限として5回、つまり100枚を限度としてお渡しするというのを考えております。なお、同じ月内での申請はできないということにしておりますのでお願いいたします。それでちょっとそういうわけでそういう形にするので少しちょっとお渡しするときにちょっと今よりは厳格化が必要ということで母子手帳確認させてもらうとか、それぞれの手帳を確認させていただくとかあとはちゃんとおむつを買ってる証明となる領収書ないしレシートでも構わないんですが、そういったものをきちっと提出してもらうということを考えております。またやっぱり一般の住民の皆さんとですね、不公平感が出る部分があるというのはやはり生活してればおむつだけじゃなくて普通の生活ごみも出ますのでこれがやはり当然それは自分でゴミ袋買って使ってもらわなきゃいけないということで一応申請ができるのは、毎年度7月1日からにさせていただきます。ということでその期間内は当然各ご家庭に郵送されるごみチケットでゴミ袋を買っ



ていただくんだとそれを使って使い終わってしまう頃合いとなる 7 月を一応申請開始日、受付日として一応その年度末まで対象とするということにしているところでございます。伊那市で実は先行で昨年秋から実証実験的に進めているところでございますけども、一応袋のサイズはですね、伊那市は大で始めましたが、ちょっと不評だというのはですね、大だと量は入るんですが、お年寄りがごみステーションまで捨ていくのに大変になってしまうということで箕輪町では一応どうも伊那市で調査した結果中袋がいいってということで一応中袋でお渡しするということを考えているところでございます。またこれは伊那市と相談しているところですけど、やはり不正申請が起きないのかというちょっと不安なところがあるんでこれはちょっとまた状況を見ながら対応は検討していきたいと思いますが、いずれにしてもそういう形での事業を開始させていただいてということをお願いをしたいと思います。それから次に予算説明書に戻りますけども 18 ページの負担金でございまして、こちらの方伊那中央行政組合負担金、それから上伊那広域連合負担金と計上させていただきました。どちらもですね、機関改良工事また新たな施設建設が着手していくということで来年度さほど大きな増額にはなってませんが、そういった大型事業がこれからちょっと続いていくということで負担金の増額が出てこようかなと思います。また次の 02 補助金ではごみ収集ステーション整備費補助金 61 万 8,000 円ですけどもこれは各区を通じての要望一応来年度は 21 箇所のご要望いただいておりますのでそれを予算化させていただきました。それから生ごみ処理機購入補助金でございまして 200 万円ということで一応来年度特例措置分が生ごみ事業が廃止になりますので一応特例措置を設けている地区に関しては 5 万円、通常分でも 3 万円の補助という形で対応させていただきます。それから 0461 につきましては生活排水汚泥処理施設運営費については引き続き同じでございますのでお願いいたします。それでは本日はあれですかね、議会の定例会の全協の資料っていうのは議員の皆さん持ってないんですね、分かりました。あと個別地図資料も特にお持ちではないですね。今ので一通りでございますが、あとここであれですかね、駅の関係の図面とかってここでお示して駅と大原墓地の関係は。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 お願いします。

○川合住民環境課長 予算計上してある事業ではあるんですけども。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 どういう内容でしたっけ。

○川合住民環境課長 図面です。細部にはなると思うんですけど、こういうものを計画するということでは。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 じゃあ説明をお願いします。

○川合住民環境課長 それでは初めに小さい方の図面でございます。A4 版の小さくて申し訳ないんですが、こちらの方が松島駅のトイレの一応今現在の絵でございます。念のためまだ細部が詰まっておりますのでよろしく願いいたします。一応木造立てで 37.06 m<sup>2</sup>の面積ですね、で計画をしております。場所につきましては松島駅ホームを出た北端と言ったらいいですかね、現在あるホーム側にあるトイレをこちらの町側というか道路側に持って

くるという形になりますのでそれで今度は JR が土地を借用して町の方で建設設置していくものでございます。女性トイレは 3 基、それから男性は小便器 2 基と大便器 1 基、それからみんなのトイレということで 1 箇所設けております。一応木造づくりで考えているところでございます。木ノ下駅よりは規模が若干大きくなってまして特に女性便器が場所的に利用者数等も考慮して 1 基増やしていたりみんなのトイレのスペースも比較的広くスペースをとっているというような予定でございます。またまだ JR とまだ調整が終わってませんのでもしかするともう少し土地の借用の関係でいろいろ JR もあそこの中地中に埋まっていたりいろいろしてるものがあったりするということですね、線が埋まってるとか色々あったりするようなのでそういった調整も今後必要になってきますが、一応現時点の計画図はこのような形を考えているところでございます。続きまして大原の合葬式墓地になります。こちらまた明日実際の形はまたご覧いただこうと思いますが、現地の方でご説明させていただこうと思っておりますけれども向かって上の方が北側というふうに思っただけならばと思いますが、納骨堂がございまして納骨堂できる限り仙丈ヶ岳ですね、方角に向くようなイメージで景色をよくするというか、そのような形で考えているところでございます。また駐車場については既に公園墓地にあるんですが、やはり合葬式墓地のところにもやはり駐車場は必要であろうということで若干 6 台障がい者用スペースも含めて確保しまして、またさらに車いすの方でも上っていけるようにということでスロープを設置したアスファルト舗装でやるという形を考えています。礼拝スペースのところにつきましては石畳というか、石風のものを設置して納骨堂を設置しています。おめぐりいただきますと若干納骨堂の中もあったり花台のスペースだとか、墓誌台だとかそういったものをこういう形で配置しますよという形です。納骨堂の中は議会でもご説明しましたが、上段に個別埋蔵室、ロッカー式の個別埋蔵室を設けさせていただくと、あとは次のページになりますけれども左側の建物の図面ですけれども下の方にカロートって書いてあると思うんですけど、建物の下にあるんですけどカロートって書いてあるところですが、これが共同埋蔵場所という形を考えております。当初想定してたのはですね、実はちょっと言い方悪いんですが、下水道なんかで使うマンホールを埋けてやる方式、これ辰野町で採用した方式なんですけれども比較的いいなと思ってそれを考えたんですが、一応建築設計創和設計さんとお話する中でそれよりはもう基礎も下まで打ち込まなきゃいけないということで併せてもうカロートにしてしまっただけかというご提案をいただきまして今現在はこのような形で共同埋蔵室を設けようという形で考えておりますのでよろしくお願ひします。ですので当初計画よりは共同埋蔵室のスペースは広くなるという形になろうかと思っておりますけれども、一応 30 年は最低持つだろう、30 年は持つし、今これでスペース大きくなりましたので 30 年以上は一応年計算上ですね、30 年他市町村の事業計画や状況を見てますと 30 年は最低持つだろうというふうに考えているところでございます。ちょっと簡単になりましたが以上でございます。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了いたしましたので質疑に入ります。質疑ございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 それぞれ利用開始が可能になる時期いつでしたかね、ちょっとスケジュールざっと説明をお願いしたいです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 まず大原公園墓地につきましてはできれば速やかに新年度に入りましたら業者選定を行って着手発注に入りたいというふうに思います。おそらくこの規模だと受注規模型になるかなと思いますので早ければ5月連休明けとかに契約できるかなというふうに見込んでいるところです。問題はですね、松島の駅のトイレが問題でしてまず1点目の大きな問題はJRがいつ既存のトイレを壊してくれるかっていう問題が一つあります。なかなかJRさん時間がかかなりいろんなことに契約自体も前回の木ノ下トイレもものすごく時間かかってたのでこちらとしては催促してるんですけども、なかなか進捗が上がってこないなということでまだ解体の目途を立ててもらえていない状況です。中身については承知してもらってるんですけど、これで町が管理するならそういうことでいいよと。解体はJRでやるよってことまでは話がついてるんですけども、いつやるかというところがまだですね、目途が立っていないというところでこれもまた催促して進めていきたいと思います。もう一つの課題はですね、実はこの建てようとしている場所が現在みのわタクシーさんの駐車場でみのわタクシーさんが(聴取不能)してるんですね。ここから移ることは全然いいよと言っていたらいいんですが、実はただ、タクシー2台を停めておける場所はどうしても確保してほしいということでここが一番実を言うとこっちも一応難儀をしているところでございましてこれにつきましては覚えてらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、以前は何ですかね、時計台のあったところに実はタクシーって区画があったのご存じですかね。あの敷居でいいじゃないかと思ってですね、よくよく調べたらあれ県の土地だったんですね。県有地、要は道路用地なんですね。県道なんで。南小河内停車場線なので。今長野県と交渉しておりますけどもなかなか良い返事をもらえてないのが現状ですが、何とかもうそこぐらいしかちょっと借りれない、もちろんみのわタクシーさんお金は払う、管理賃は払うけどということで全然問題ないんですけど何しろタクシー2台を停めておける場所をどっかに確保しなきゃいけないということでその調整があるということで以上2点ですかね、大きな課題としては、ですのでちょっと目途が実は立っていないところがあります。ただですね、なるべく早く発注したいんですね。というのがいろんなものが物価が高騰してきて待てば待つほど設計額が変わっていったらうのでだからこちらとしては設計やったから早く出したいという思いはあるんですが、ちょっとそういった課題があつて目途が立っていないという状況です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 唐澤委員

○7番 唐澤委員 ちょっと松島の駅はいろいろ何て言うんですかね、ハードルがあるようですけども大原墓地の方は大原の方はいつ頃そうすると利用可能になるんでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 こちらもですね、同じです。大したってことあれなんですけど、やは

り部材調達がどの程度かかるかということと言われてまして一応設計会社の見込みでは工期 6 ヶ月かなというところで年内には完成させたいなと思ってまして、ですから年明けには募集を開始できればいいかなというふうに考えているところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。中村委員

○14番 中村委員 一般の 106 ページの生ごみの処理機の補助ですけれども、先ほど 1 人 5 万円とかいう話を前にも説明してもらったんですけど、1 人で 2 台買っても大丈夫ですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 1 台でお願いしてるところでございます。また過去に買われた方も 5 年経過してないと新たな補助審査できないということで管理をさせていただいてるところです。また特例での 5 万円につきましては生ごみ処理モデル事業を実施していた松島とか木下北城とかそちらの地区に限るという形になりますのでお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 一般の 106 ページの今のページの一番上の紙おむつの件ですけれども、大変私今お聞きしまして紙おむつって一般の燃えるごみでよろしいんですね。それが大変今ちょっとそれあまりはっきり認識していなかったものですから、紙おむつって別に捨てなきゃいけない特殊なものかなと思ったものですから実は私ごとで大変あれなんですけど、母が 97 歳で認知が若干はあるんですけども全然そういうことで困ることはないんですが、やはりおむつに近い状況にあります。先ほど来お聞きしておりましたところによると、介護認定がなければいけないじゃなくて何かその証明するような、おむつを買ってみたいなのが領収書なり何なりあれば申請ができるということなんですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 実は年齢で紙おむつを使ってもいい方は 75 歳以上の方とさせていただいております。それ以外の方でも介護の場合は 75 歳になってなくても受けてらっしゃる方とか身体障がい者の方は、そういった方につきましてはそういった 75 歳以下の方につきましてはそういった一応資格手帳というんですかね、あと購入したものをわかるものをご提示いただくということをお願いしたいと思っております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 みのわ〜れにご相談に見える方が多いものですからそうしましたら認知でなくても紙おむつの状態になる人が結構いらっしゃるんですよ。自分では恥ずかしいのでなかなか言えないんですけど、家族は大変私もそうなんですけど困っているわけなんです。そうした場合はそれじゃ家族がこうやって介護ではないけれど、紙おむつを使っているということを申請すればいただけるということでもよろしいでしょうかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○川合住民環境課長 もちろんご本人がやはり役場の窓口に来れない方も当然いらっしゃる

いますので、あくまでも申請者が紙おむつを使われる方というかその条件に合った人でご申請いただければ、こちらとしては要件に合ってるってことを認められればそれで交付をさせていただくと、支給させていただくということで考えております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。続きまして採決に入ります。議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算住民環境課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。住民環境課に係わる審査は以上でよろしいですか。それでは協議会に切り替えます。

【住民環境課 終了】

#### ④文化スポーツ課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。まずこれより文化スポーツ課に係わる部分を審査いたします。まず議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)文化スポーツ課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小池文化スポーツ課長 議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の文化スポーツ課に係わる部分につきまして担当係長の方からご説明をさせていただきます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 予算書の15ページになります。まず歳入の方でございます。19の寄附金ということで10の教育費寄附金100万円として充当106で社会教育総務費ということで教育費寄附金の増ということで100万円を計上するところがございます。合わせて32ページをご覧いただきたいと思います。歳出の関係でございます。中ほど0601社会教育総務費106社会教育総務費の関係で24の積立金として生涯学習まちづくり基金積立金ということで先ほどの100万円を積み立てるということで計上させていただくものがございます。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。それでは細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑なしと認めます。それでは討論に入ります

す。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算（第13号）文化スポーツ課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に議案第6号 箕輪町第5次振興計画の変更について文化スポーツ課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小池文化スポーツ課長 それでは議案第6号111ページをお開きください。第3節 社会とのつながりをもち、学び続ける教育の推進以降が文化スポーツ課に係るところでございます。現状と課題からまいります。近年の国際化・情報化、価値観の多様化を背景に時代に対応した生涯学習の推進が求められていますといったラインボックスの中からでございます。ご覧になっていただいて、赤字の部分が今回見直しを行ったところでございます。今申し上げました社会教育という文字から生涯学習というふうに幅を持たせたところを変更させていただきました。111ページ下段の生涯スポーツの振興のところではまたフェンシングや町民駅伝大会等箕輪町を代表するスポーツや行事の振興、プロスポーツ団体と連携をすることで町民の一体感や町の魅力を向上する取り組みを進めますということでこの振興計画の最中に松本山雅 FC さんなどプロスポーツとの連携も図ってきたところでございます。ページをめくっていただきまして、112ページ施策6でございます。社会教育施設、社会体育施設のうち、図書館、博物館、町民体育館、町民武道館については建設後古いもので50年をとという形で年数経ってまいりましたので、そちらの部分を改訂させていただいたところ。それ以外は特に変更した部分はございませんのでここにご報告をさせていただきます。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 111ページのプロスポーツ団体等と連携をということで松本山雅が今連携しておりますけれど、その他に何か候補のスポーツ団体はありますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 今入杉委員からご質問あったところでございますが、現在のところは松本山雅 FC 様のみとの連携ということでございましてそれ以外にも具体的に申し上げますと近隣では VC 長野さんとかそれから県民球団のグランセローズさんとかそれからバスケットの団体とかもございましてまた折り合いとか連絡合ってこちらとまた連携できるような町が元気になるようなもので比較的金のかからないような形の中でも取り合いを見ながら状況入ってまた調整つきましたらそういった団体とも連携をとっていただければと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第6号 箕輪町第5次振興計画の変更について文化スポーツ課に係わる部分を可決すべきものと決することについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に議案第11号 箕輪町文化センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号 箕輪町地域交流センター条例の一部を改正する条例制定について一括して取り上げます。細部説明を求めます。課長

○小池文化スポーツ課長 それでは議案第11号、第12号につきまして細部説明をさせていただきます。提案理由とそれから説明につきましては本会議で申し上げたとおりでございますが、細部説明ということで第11号議案書6ページの資料箕輪町文化センター条例新旧対照表を再度ご覧いただきたいと思っております。左が現行のもの、右が改正案でございます。表中段の縦書きその他の中の文化センターの各部屋の料金体系について改正をお願いするものでございます。文化センターの使用料は学習室や研修室等の使用が午前、午後、夜間、昼夜、全日の区分での枠体系の料金となっております。文化活動や会議などのうち短時間使用であっても条例に基づき現在まで区分の料金を徴収しておったところでございます。今後は使用時間に応じた利用者の負担とし公平性を保つことから時間単位の料金体系に改めるものでございます。予約の段階から正確な利用時間が求められるため厳密となるため住民の予約ロスが減少し、施設の稼働率向上にも寄与すると思われれます。なお、各施設の改定後の利用料単価につきましては枠単位の平均値から算出し、現状維持を基本とした金額となっております。決して値上げをするといったものではございません。次ページの資料の7ページから11ページにつきましては附属施設等に関する新旧対照表でございます。附属設備を使用する場合の使用料は既に経年劣化により廃棄した設備や物品の項目を整理削除し、新たに配備した物品を追加し、現在の使用代金に即した形で料金設定改定をお願いするものでございます。続きまして議案第12号をご覧ください。4ページの資料、箕輪町地域交流センター条例新旧対照表をご覧ください。文化センター同様に区分を枠から時間帯に改めるものでございます。資料5ページをご覧ください。交流センターの附属設備等を使用する場合の使用料は従来設定されておりましたが、文化センターとの統一性を図るためこのたび料金設定をするものでございます。以上隣接する2箇所の文化的な公共施設の料金等の一部改正についてご説明をさせていただきました。なお、附則としまして来年

4月1日からの施行をお願いしたいところがございます。また定期利用の町内社会教育団体、それからサークル活動、町等の公的な会議等につきましては施設利用料を免除しているため今回の条例の一部を改正する条例制定により負担額に影響がないということを申し添えさせていただきます。以上細部説明終わります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので議案第11号、12号について質疑を行います。質疑ございますか。副委員長

○6番 松本委員 1時間につき300円ということではちょっと分かりやすいのは12号の4ページ、質問させていただきたいんですが、本会議の中にも出されましたが、大体1時間半か2時間の会議が多いというふうに私は認識しておりますが、3時間9時から正午までということになると100円でするわけですね。その100円出るような会議っていうのは結構今まで使われていましたでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 お答えいたします。会議等につきましては確かにこういうものがありました、会議等で使うところはほとんどが公的な会議になりますので料金が発生しないものばかりだったというふうに私の中で記憶しております。民間等でもたまにありますけれどもほぼほぼ時間内に収まっているというのが実情でございます。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了して討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第11号、12号を一括して採決いたします。11号、12号につきまして原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

続きまして議案第13号 箕輪町町民体育館の条例の一部を改正する条例制定について、  
議案第14号 箕輪町町民武道館条例の一部を改正する条例制定について、  
議案第15号 箕輪町社会体育館条例の一部を改正する条例制定について、  
議案第16号 箕輪町ながたドーム条例の一部を改正する条例改正について、  
議案第17号 箕輪町町民運動場条例の一部を改正する条例制定について、  
議案第18号 箕輪町西部運動場条例の一部を改正する条例制定について、  
議案第19号 箕輪町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを一括して審査いたします。細部説明を求めます。課長

○小池文化スポーツ課長 それでは議案第13号から第19号につきまして細部説明をさせ



ていただきます。提案理由等につきましては本会議で申し上げたとおりでございます。それでは第 13 号議案書 3 ページ、資料の箕輪町町民体育館条例新旧対照表をご覧ください。同じく左が現行のもの、右が改正案でございます。表中の使用料金体系について改正をお願いするものでございます。文化施設と同じく箕輪町の体育施設の使用料徴収区分は枠での料金体系となっておりますが、公平性を保ち利便性を向上するため時間単位へ改正をお願いするものでございます。暖房費の徴収につきまして体育施設で統一された料金設定がありませんでしたので燃費などの資産根拠からそれぞれに金額を定めます。武道館のところには 1 時間 100 円ということでストーブあったんですが、それ以外のところにつきましてはありませんでしたので統一して定めます。スポーツ用ネットや卓球台、イスなどの器具の使用料金は施設利用料に含めることとし、設定を削除いたします。議案第 14 号では町民武道館を、第 15 号では社会体育館を町民体育館同様に改定するものでございます。続いて第 16 号議案書をご覧ください。議案第 16 号 箕輪町ながたドーム条例につきましては営利営業のために使用する場合の使用料金を他の文化スポーツ公共施設との整合を図るため、現状の 2 倍から 4 倍へ改めるものでございます。なお、ながたドームを営業目的で貸出した事例につきましては 2017 年 5 月のプロレス興行、征矢学さんですかね、いらしていただいたとき以来ございません。続いて第 17 号議案書、資料の箕輪町町民運動場条例新旧対照表をご覧ください。同様に枠から時間単位へ料金体系を改め沢と上古田地籍にある町民運動場の料金を設定するものでございます。議案第 18 号では富田地籍の西部運動場について沢、上古田運動場同様の改正をお願いするものでございます。最後になりますが第 19 号議案書、資料の箕輪町都市公園条例新旧対照表をご覧ください。都市公園として規定されている番場原公園のグラウンドについて野球以外の使用用途も多いことから野球場から多目的運動場へ表現を改め他の体育施設同様に料金体系を時間単位へ改正するものでございます。文化施設同様、体育施設につきましても枠に当てはまらない時間帯での貸し出しや短時間の利用の希望が現在もございます。利便性向上のためながたドーム及び番場原テニスコートの料金体系は既に時間帯でございましたのでそれと同じく時間単位に統一するものでございます。なお、各施設の利用料単価につきましては枠単位での平均値から算出しまして現状維持を基本とした金額となっております。附則としましてこちらのスポーツ施設につきましても今年 4 月 1 日からの施行をお願いしたいというところでございます。以上箕輪町の屋内屋外体育施設の料金等の一部改正についてご説明をさせていただきました。最後にですが、定期利用の町スポーツ関係登録団体につきましては文化施設と同様使用料を免除しているため今回の条例の一部を改正する条例制定により負担額に多くの団体では影響がない、8 割 5 分ぐらいは影響がないというところを申し添えさせていただきます。細部説明を終わります。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了しましたので議案第 13 号から第 19 号まで質疑を行います。質疑ございますか。議長

○ 小出嶋議長 (聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 文化施設、スポーツ施設ともに申告制ということで申告による時間で判断をさせていただきます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 今議長からもご質問ありましたが、確認はどうするかっていうかちゃんと2時間で終わっているのかとか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 まず文化施設につきましては管理人それから日中につきましては職員おりますのでオンタイムで様子が把握できます。体育施設につきましては今までもそうでしたけれども管理人がおりませんので文化センターから鍵を持ち出して貸し出しをしているというような状況でございますので、必然的に終わりの時間につきましては次の団体が入っていれば次の団体が利用しますので終わりの時間につきましては前の団体がもうしっかり入って終わらないと次の団体が入れませんが料金もそこからの分だけしか頂戴しませんし、そういう形になりますのでどいていただくと。そしてまたそういう事例でトラブルが生じるようであればまた利用団体の方にその旨を申し上げてゆくゆくは制限とかそういうところにつながるかもしれませんが、基本的には次の団体が入っていれば次の団体様が使われると、そういう流れになると思われま。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。入杉委員

○13番 入杉委員 施設を営利を目的として使用する場合は4倍ですね。その根拠はそのプロレスの興行を基に出された数字。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池文化スポーツ課長 プロレスという具体的な先ほど説明の中でワードを入れましたけれども、プロレスを根拠にしているわけではございませんで他の施設がみんな文化センターそれから文化施設、スポーツ施設、体育施設で営利を、入場料等営利を目的とした料金設定の区分が従来4倍だったんです。ですが、ながたドームだけは2倍だったんですね。ながたドームがちょっと出来たときの経過わからないんですけど、この条例をつくったときにながたドームだけは2倍だったのでプロレスの団体様からは2倍を徴収させていただいているんですけどもしあそこでそういった類似の営業イベントがあれば他の施設と同様に4倍という形で統一をさせていただきたいと、そういうお願いでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは議案第13号から19号まで一括して採決いたします。議案第13号から19号までを可決すべきものと決すること

にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

続きまして議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算、文化スポーツ課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○小池文化スポーツ課長 それでは議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算、文化スポーツ課に関する部分を薄緑色の表紙、令和4年度箕輪町予算に関する説明書に基づきご説明をさせていただきます。歳入につきまして私の方から一括、歳出につきましては担当係長の方から主要な施策に係るものを中心にご説明をさせていただきます。それでは一般の17ページをお開きください。当課にかかるものですが15款 使用料及び手数料でございます。10目 教育使用料のうち社会教育施設使用料としまして75万円の歳入を見込むものでございます。こちらにつきましては博物館、文化センター、交流センター、ページをめくっていただきましてスポーツ施設の使用料等のものでございます。すみません、18ページの方は保健体育施設使用料ということで608万円スポーツ施設の歳入を見込むものでございます。ページをめくってお進みいただきますが29ページをお開きください。18款 財産収入でございます。1目 財産貸付収入、1節 土地建物貸付収入のうち松島コミュニティセンター土地の貸付収入33万円を入れるものでございます。2目 利子及び配当金の中で基金運用収入としまして4箕輪町図書館建設基金運用収入として3万円を見込んでおります。ページをお進みいただきまして32ページご覧ください。20款 繰入金でございます。2項8目 生涯学習まちづくり基金繰入金としましてフェンシング全国大会にかかる繰入金としまして40万円、保健体育総務費の方で入れるところでございます。ページの方お進みいただきまして35ページ、22款 諸収入でございます。5項1目 雑入の中の03節 複写機の使用料を博物館、図書館、文化センターと合わせて9万円の歳入を見込んでございます。ページをお進みください。36ページでございます。22款 諸収入の9節 雇用保険料本人負担分として最下段その上の部分ですが、社会教育総務費、公民館管理費、ページを跨ぎますけれども博物館事業費、図書館管理費、文化財保護費、保健体育総務費、会計年度任用職員の皆様の保険料本人負担分の歳入を見込んでおります。その続きですが、10節 文化センター自主事業の入場料として180万円を見込んでおります。20雑入の中の02自動販売機の電気料としまして文化センター、交流センターそれからながたドーム等にある自動販売機の電気料の収入を見込んでございます。09各種冊子売捌代としまして博物館の方で冊子を販売した時の歳入となっております。ページの方41ページまでお進みください。同じく22款 諸収入の中の上から3センテンス目ですかね。博物館管理費としまして1万5,000円学習会等の参加料、図書館のオリジナル図書バック、文化センターの自主事業等の財源として充てる市町村振興協会の交付金、その下、地域交流センター施設の管理負担金、広域の方から頂戴いたします。上伊那広域連合から頂戴します。地域交流センターの太陽光

パネルの電力販売代それから地域交流センターの光熱水費の上伊那広域連合からの負担金、保健体育総務費で各種教室等をしたときの参加者からの負担金、沢運動場の駐車場として沢区の方にお貸ししてある駐車からの負担金、番場原運動公園の水道につきまして一部民家へ水を提供して分配していますのでそちらの方からの負担金、みのわナイトウォークを行ったときの参加者からの負担金と一番最下段の toto 助成スポーツ振興くじでナイトウォークにつく予定の金額の歳入を見込んでございます。ページお進みいただき 42 ページです。最下段の 23 款 町債の 10 目 教育債の中の 06 社会教育施設整備事業債でございます。こちらにつきましては先ほどご確認いただいた文化センターの事業費に充当する起債でございます。歳入につきましての説明は私の方から一括でさせていただきます。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 それでは先ほど課長が冒頭にお話したとおり歳出について説明を進めたいと思います。まず最初に 152 ページご覧いただきたいと思います。ページの下のところ、社会教育総務費から説明をさせていただきます。1060 社会教育総務費の関係でございますが 01 の報酬から 04 の共済費までに関しましては職員 3 名、会計年度職員 1 名、あと特別職、委員会の報酬等の関係の人件費に係わるものでございますので細部の説明は差し控えます。続いて 07 の報償費、これにつきましても協議会の出席謝礼、そして文化芸術大会の激励金等で 5 万 7,000 円と昨年と一緒でございます。旅費につきましても関東、甲信越、社会教育大会等の出席旅費等あと費用弁償でございます。需用費そして使用料賃借料につきましては負担金も合わせまして昨年度と変わってございません。続いて 1061 人権教育費の関係でございます。この報酬の 01 のみでして非常勤報酬ということで人権尊重のまちづくり審議会の委員報酬として 12 人分の 3 回分の報酬を盛っているものでございます。合わせまして 4,105 万 3,000 円の本年度予算で昨年と比較しまして 676 万 2,000 円の増という形になってございます。以上です。

○三井公民館主事 引き続き予算に関する説明書の 153 ページをご覧ください。公民館費のうち 1065 公民館管理費についてご説明いたします。予算額 1,881 万 2,000 円こちらは公民館に係わる人件費等の管理的及び事務的経費になってございます。ご覧のとおり 01 の報酬から 18 の負担金補助金及び交付金の起債となっております。主なものについては 01 報償費 615 万 6,000 円、こちらは公民館運営審議会委員の報酬また公民館長、会計年度任用職員 2 人の人件費となっております。続きまして 1066 公民館事業費になります。予算額 839 万 4,000 円、こちらは分館支援に係わる経費及び町内一周駅伝大会、箕輪町民文化祭など町公民館事業の経費になってございます。こちら令和 3 年度の予算に続きまして 1093 の保健体育総務費から町内一周駅伝に係わるものを公民館事業費に計上してございます。こちら 01 の報酬から 13 の使用料及び賃借料は記載のとおりとなっております。主なものにつきましては 01 の報酬 367 万 5,000 円、こちら主に分館の役員、分館長、副分館長、主事の報酬となっております。続きまして 07 の報償費でございます。町内一周駅伝大会の役員謝礼ということで 21 万、町内一周大会の表彰物品ということで 66 万円を計上して

ございます。続きまして 12 の委託料でございますが、町民文化祭舞台照明音響等の委託料ということで 142 万 6,000 円、こちら文化祭のステージ発表の経費になっております。また町内一周駅伝大会の警備委託料ということで 15 万 8,000 円、続きまして 13 の使用料及び賃借料の中の町内一周駅伝大会用ゲート借上料ということで 10 万円の計上をしてございます。次に 1067 成人講座事業についてご説明いたします。予算額 87 万 1,000 円、こちらは公民館の大学学級及び各種講座に係わる経費となっております。記載のとおり 07 の報償費から 13 の使用料及び賃借料となっております。主なものにつきましては 07 の報償費公民館の学級大学、講座、講師の謝礼ということで 66 万円の計上をしてございます。公民館に係わるものにつきましては以上でございます。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 続いて青少年健全育成費の關係の部分の説明申し上げます。155 ページの一番下から翌ページの 156 ページにかけてでございますが、主に青少年健全育成の人員費に係る会議等の報酬にかかるものとあとは児童公園の管理にかかるところでございます。主だったところでいきますと報酬、需用費は変わりませんがおめくりいただいたところでまず一番上の 06 の修繕料でございますが児童遊園の遊具の修繕料ということで昨年（聴取不能）でございますが 89 万 4,000 円を計上させていただいております。役務費を飛ばしまして 12 の委託料でございます。これにつきましては公園遊具の安全点検委託料ということで今回 39 万 7,000 円を計上させていただきました。これにつきましては 3 年にいっぺんという形で町内にある 38 公園の遊具を業者に委託をし、安全であるかどうかの点検を調査をする経費を盛らせていただいたものでございます。続いて使用料賃借料、工事請負費及び下の負担金、交付金の関係でございますが、これも本年度並みの予算を計上させていただいております。以上です。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○柴文化スポーツ課課長補佐兼郷土博物館副館長兼文化財係長 博物館費について説明をさせていただきたいと思っております。予算書の 157 ページですが、まず 1072 博物館管理費ということで博物館の維持管理等に要する経費になります。本年度は 2,068 万 9,000 円の予算になっておりますが、主なものといたしましておめくりいただきまして 158 ページのところ委託料の一番下のところになりますが、郷土博物館耐震改修工事設計業務委託料ということで 445 万 5,000 円計上しております。文字どおりいよいよ改修に向けて令和 4 年度に設計委託をするということで計上しております。続きまして 1073 博物館事業費ということで予算額は 433 万 6,000 円になっております。引き続きソフト事業を中心とした博物館事業を展開していくというような予算になっております。それから 159 ページになりますけれども 1083 資料収蔵施設管理費になります。予算額は 517 万 4,000 円ということでございますが、こちらにつきましては主に中原とか長岡にあります外部施設の維持管理費になります。こちらの方も次年度の耐震改修工事に向けまして博物館本館の中にある資料を中原に移動していくという作業を行いますので全体的に去年は中原の改修工事があったの

で膨らんでいましたけれどもそういった予算を計上させていただいております。特に主なものといたしましては委託料のところになりますけれども、(聴取不能) 委託業務ということで館内にある保管している美術作品を中原の方に移動していくというようなことですか、あるいは遺跡に使う発掘調査の道具を移動するための外部物置の設置ですとかそういったような予算を計上させていただいております。博物館費につきましては以上であります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○笠原図書館参事兼図書館係長 ご説明申し上げます。159 ページでございますが一番下でございます。1075 図書館管理費でございます。図書館管理費は職員の人件費、図書館の維持管理に要する経費それから各団体への負担金を計上しております。主なものといたしましては 160 ページをご覧ください。一番下の行でございますが、使用料及び賃借料といたしまして図書館管理システムリース料といたしまして 377 万 6,000 円を計上しております。これでございますがこの 10 月から新しい図書館のシステム貸し出しののですとか、あと利用者カードの読み込みですとか、そういった業務を行うシステムでございますが、これを入れ替えたことによりまして 377 万 6,000 円計上させていただいております。なお、このリース料の中には町内の小中学校にも学校の図書館のシステムを入れてございますのでそのリース料を含むものでございます。161 ページをご覧ください。18 の負担金でございますが、その一番下でございます。長野県市町村協働電子図書館電子書籍購入負担金といたしまして 9 万 9,000 円を計上させていただいております。これは新規の事業でございますけどどのような事業かと申しますと今タブレットですとかスマートフォンに電子書籍をダウンロードして読んでいただくという、そういった電子書籍があるわけですけどもこれを図書館といたしまして電子図書館を県内の全市町村と県によって構築をすると。そうしますと貸出をそこで行うわけでございますが、経費は無料をご利用いただけるような仕組みをつくり出していくという事業でございます。事業期間といたしましては令和 4 年から 8 年までの 5 年間で想定しております最終年度に評価見直しを行ってまいります予定でございます。事業の規模でございますが、令和 4 年度は最大 4,000 冊分を購入を想定しておりますところでございます。その他無料のコンテンツ、著作権が切れているものを含めますので 1 万を超えるコンテンツを用意することが可能となっております。全部の市町村の参加を目標に事業を進めてまいりますが、現在ほぼすべての市町村が参加を希望しておりますことでございます。経費でございますが、経費の分担といたしましてはシステムの導入経費ですとかサーバーの導入経費、それからシステムの毎年発生します利用料は県が負担をいたします。市町村は電子書籍の購入費を負担してまいります。令和 4 年度につきましては冊数を増やすために県も負担をいたします。その市町村分の電子書籍の購入費は 800 万全体で想定しております。これを均等割 10%人口割 90%で負担をしてまいりますと箕輪町は約 9 万 9,000 円になるといったところでございます。なお、宝くじ助成金を県の方で充当することを想定しているようでございますが、県の予算がとおりましたらまた改めて各

市町村に通知があるということでございましてそうなりますと令和 4 年度の図書の負担金は生じなくなるといったこととございます。今後のスケジュールでございまして、いろいろ電子書籍のシステムを構築したりとかに約半年かかるということとございますのでおそらく 10 月過ぎに稼働になるのではないかと考えております。以上が電子図書館のご説明でございまして。続きまして 1076 図書館の事業費でございまして。これは図書の購入費それから移動図書館の運転の委託料などを計上しております。主なものは 12 の委託料デジタルアーカイブの委託料を 26 万 7,000 円計上しております。令和 4 年度には箕輪町の文化財を予定しております。1078 は子供読書推進事業費でございまして児童書の購入費それから読育ボランティアの講座などの謝礼を計上しております。以上が図書館の予算でございまして。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○柴文化スポーツ課課長補佐兼郷土博物館副館長兼文化財係長 続きまして文化財保護費について説明をいたします。162 ページになります。一番上の 1080 伊那谷人形浄瑠璃地域伝承活動費についてなんですけど、こちらは負担金 25 万円のみで予算だけで事業があったものですのでこれを次の 1081 の方へ統合させていただきましたので一応名目上は廃事業ということになります。その下の 1081 文化財保護費なんですけどこちらの方は町内の指定文化財等の維持管理等に関する経費になります。予算額は 462 万 7,000 円ということで先ほど申しました 1080 の方から負担金が移動をしてくれております。中身はそんなに変わっておりませんが、引き続き適正な予算の中で文化財の維持管理に努めていきたいというふうに考えております。続きまして 163 ページになりますけれども 1082 埋蔵文化財保護費になります。こちらにつきましては町内で遺跡の調査等が発生した場合等に対応する事業費になります。予算額は 225 万 8,000 円ということでこちらも最初の予算で適正にしていきたいと思っておりますけれども 1 点ちょっと増えているところが需用費の印刷製本費のところになりますけれども 1004 円は遺跡発掘調査報告書印刷製本費ということで昨年度調査した遺跡の発掘（聴取不能）を敢行したいということで計上をしております。おめくりいただきまして 164 ページ 1086 の東山山麓歴史コース整備事業費です。予算額は 40 万 6,000 円ということで主に各区の整備に対する負担金になりますけれども、こちらも前年度とあまり変わりませんがこちらの予算の中で適切にコースの維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。文化財保護費につきましては以上になります。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 ここで会議時間が 5 時までなんですけど、まだこのあと質疑がありますので明日に回してもいいですか。このあと会議時間の延長をかけて終わりまでやってもいいんですけど課長

○小池文化スポーツ課長 もし宜しければなんですけど、実は博物館、図書館等は土日も開けている関係もございまして明日休みの職員もおりますのでもし皆様の方で宜しければ、引き続き続けていただきますと明日のこちらのスケジュール等もありますので私どもは結構ですので議員の皆様が宜しければ延長を。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 特殊な事例もあるようですので会議時間を延長して質

疑課の審査全部やりたいと思いますので 5 時を過ぎる場面が予想されますので会議時間を延長することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め会議時間の延長をいたします。説明を引き続きお願いいたします。係長

○赤松生涯学習係長 文化センター費の関係から引き続き説明させていただきます。1090 文化センター管理費の関係でございますが先ほども現地で見ていただいたとおり文化センターの維持管理に係る経費でございます。10 の需用費から 12 の委託料まで項目金額等大きな変化はございませんが、委託料の一番下 165 ページの中ほどちょい上でございますけれども建物・設備定期調査委託料としまして 111 万 1,000 円を計上させていただいておりますが、これにつきましては建築基準法の関係で点検を 2 年ごとに行います。法定点検の調査委託料を今回計上させていただいたところでございます。続いて使用料等につきましても例年並みの項目で支出をさせていただきます。14 の工事請負費の関係でございます。先ほど現地を確認していただいたところでございますけれども、細部もう一度説明させていただきますけれども主要の施策 36 ページの一番(聴取不能)にございますけれども今回起債を活用しましての工事請負費としまして先ほども申しました舞台機構の更新工事、(聴取不能)の関係ですがこれが 4,000 万、音響設備の改修工事の関係で 2,400 万、自家用発電機の設備の改修で 54 万 2,000 円、中央監視盤の交換で 1,200 万円、舞台照明設備の改修で 6,600 万円、学習室のサッシの改修で 245 万 1,000 円、電気設備の改修、キュービクルの関係ですがこの改修で 79 万 2,000 円、自動ドアの改修 103 万 4,000 円、エレベーター機能維持改修工事で 198 万 3,000 円、合計 1 億 4,870 万 2,000 円の計上をさせていただくところでございます。負担金等につきましては例年並みでございます。続きましておめくりいただいて 166 ページ上段 1091 文化センター事業費の関係でございます。これにつきましては報償費の関係から需用費、役務費、委託料の関係でございます。特に委託料のところでございますが自主事業の委託料としまして主要な施策の 36 ページの一番下にもございます自主事業として今回ファミリーコンサートを予定しております。それと日本の太鼓、豊島区交流アンサンブルコンサート、古田人形定期公演すると人権講演会をこの中に含めておりますが、合わせて 473 万円を計上してございます。主なところで自主事業ファミリーコンサートだけで 305 万円ほど見込んでございます。続いて地域交流センター費の方を進めさせていただきます。1092 地域交流センター管理費でございます。これにつきましては需用費から役務費、委託料等につきましても例年並みの計上させていただいておりますけれども(聴取不能)としましてわずかではございますけれども消耗品の中で今回マイクの方を交換するということで電波法の改正等今年度控えてるということありまして適合するマイクを 13 万 8,000 円ほど計上させていただいております。以上です。

○木村スポーツ振興係長 続きまして 167 ページ 1093 保健体育総務費になります。131 万 5,000 円の減額という形になってはいますが、基本的にこちらにつきましては人件費の減とい



う形のものでございます。07 報償費ですが一番下の全国大会等出場激励金ということで令和4年度も県大会を勝ち抜いた皆さんの激励を行っていききたいというものでございます。1枚おめくりいただきまして12 委託料でございますが、フェンシング競技力向上事業業務委託料ということで本年度も行ってありますが、2回4日間で行う予定でございます。またプロスポーツ連携イベントの実施委託料といたしまして松本山雅によるサッカー教室、小学生、中学生向けになりますが、こちらにつきましてながたドームで行うという形で行っていききたいものでございます。18 負担金補助金交付金ですが、例年どおり各種団体へ、また県フェンシング協会、フェンシングのまちづくり事業補助金として全国大会への補助金を行っていききたいものでございます。1098 スポーツ振興事業費でございます。こちらにつきましてはみのわナイトウォークの事業費となります。令和3年度につきましてはコロナ禍ということで対象者を上伊那在勤ということで行いましたが、こちらにつきましてはコロナが影響がないというような状況で実施した場合の予算の計上をさせていただいております。そのときの状況によりましてまたそういった制限はかかるかと思いますが、(聴取不能)をしたいということでございます。169 ページ 1094 屋内体育施設管理費でございます。こちらにつきましては170万4,000円の増ということになっておりますが、14 工事請負費のながたドーム施設工事ということで昨年大雨のときに地下水が湧き出てしまったという事例がありました。それにつきまして何か対策というふうに検討しておりまして一応水路を新しくもう1本入れてそちらに地下水を誘導していききたいということでの工事を行いたいということで239万8,000円を計上させていただいているものでございます。また一つ戻りますが、13 使用料及び賃借料ですが、この中に昨年まで健康センターがありました。土地の借上料がありましたが来年度から学校教育課の方の中間教室が今ほとんどそこになっていきますので、そちらの方に所管替えをする予定でございますので、その分の60万5,000円は減額という形になってございます。1095 屋外体育施設管理費でございます。報償費につきましてはスケート場の管理委託等を次年度も行っていききたいということでございます。またこちらの方111万8,000円増額でございますが10 需用費の修繕料につきまして番場第1グラウンドに水道を送るためのポンプが古くなっていますのでその修繕として110万ほど計上しておりますのでその分増額という形になってございます。また役務費、委託料、使用料賃借料等におきましては例年通り維持管理を行っていくために必要なものという形で計上させていただいております。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございますか。副委員長

○6番 松本委員 アンサンブルコンサート、文化センターの事業の具体的にはどんな、毎年やってるようなコンサートって解釈していいですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○赤松生涯学習係長 お答えいたします。昨年文化の日にやらせていただいたんですけども、一応予定というかではこちらで今調整を図っているところとしましてはやはり11月

の豊島区の東京芸術劇場、現役のウインドオーケストラを呼びましてアンサンブルコンサートを開きたいという形でちょっと文化祭との絡みも今回いろいろありますので11月の下旬当たりちょっと今調整は図っているところでございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了いたします。それでは討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決いたします。議案第21号令和4年度箕輪町一般会計予算文化スポーツ課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。議案は以上になりますかね。

【文化スポーツ課 終了】

#### ⑤子ども未来課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開したいと思います。まず議案第2号令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)子ども未来課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 補正につきましてですけれども、細部について係長の方から説明させますのでよろしく願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 それでは補正予算書一般5ページをご覧ください。第2表 繰越明許費になりますが、03の民生費、02児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付事業になります。こちらを60万円繰り越します。この事業費は年末から話題になっていた5万円と5万円、現金5万円クーポンで話題になった給付金のものになります。年度末に出生されたお子さんを見越した分になっております。続きまして一般13ページをご覧ください。歳入の国庫支出金になりますが、一番上、民生費国庫負担金、児童手当費負担金になります。こちらについては人数がおおよそ確定しましたので493万5,000円を減とします。続きまして中ほど民生費国庫補助金の02児童福祉費補助金になります。こちらにつきましては保育士等の処遇改善臨時特別交付金ということで保育園の職員、子育て支援センターの職員若草園の職員の処遇改善ということで3%、1月までの報酬の3%増ということで増額106万8,000円をしております。続きまして14ページをご覧ください。県支出金になります。こちら児童手当費負担金ということで先ほどと同様人数確定しましたので県の負担金分133万円を減としております。続きまして次のページ15ページをご覧ください。民生費寄

附金になります。保育園運営費としまして 30 万円の寄附がございましたのでこちらの方歳入として上げております。続きまして一般 23 ページをご覧ください。歳出になります。0371 児童手当費になります。こちらも歳入と同様の理由で人数が確定しましたので歳出の方 759 万 5,000 円を減としております。その下、子育て支援センター事業費になりますが、こちらでも処遇改善の分としまして支援センターの職員分 20 万円の増としております。その下 0380 保育園運営費になりますが、こちらにつきまして非常勤職員報酬ということでこちらも処遇改善分としまして保育園の職員 3%増ということで 102 万 3,000 円の増額としております。その下消耗品費ですが、こちらは先ほどの寄附金に対する消耗品への充当ということで消耗品 30 万円増としております。続きまして次のページ 24 ページをご覧ください。償還金利子及び割引料ですが、こちらにつきましては子ども子育て支援交付金の令和 2 年度の金額が確定しまして精算ということで国庫の方に還付が発生しまして 135 万 7,000 円の増額としております。合わせまして一般 38 ページもご覧ください。こちら 38 ページの下から 3 番目になりますが、子ども・子育て支援事業ということで過年度分に係わる子ども・子育て支援交付金精算金ということで 135 万 7,000 円を計上してございます。またすみません 24 ページお戻りください。0398 の児童発達支援事業費ですが、こちら若草園になりますが若草園の職員の処遇改善分としまして 2 万 5,000 円計上してしております。説明は以上になります。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございますか。入杉委員

○ 1 3 番 入杉委員 お伺いいたします。5 ページの民生費の子育て世帯臨時特別給付金事業ってございますけれども、これは件数少ないと思うんですけどももしかしてその申請時以降に離婚した場合はどうなるのか分かりますでしょうか。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 こちらの方ですが、国からも示されていますように離婚前であったりとか基本児童手当の受給者に支給していたり、高校生以上とか公務員については申請者を提出していただくんですが、おそらく多いのは児童手当の受給者に支給している場合だと思うんですが、お父さんの方に支給したんですが、実際別居していたりとか直後に離婚されてお母さんが扶養することになったという場合についてはそのお父さんからもらってくださいということを強く言うのではなく、そこは柔軟にお母さんの方に支給できるようにという話で国の方からも話がありますので、申請に沿ってというかお話に沿って支給するようにはなっております。柔軟な対応。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○田中子ども未来課長 若干補足ですけれども、その分につきましては支援給付金という枠組みで今の既決予算の中から支出する予定でございますので把握してる分につきましては申請していただくようにご案内する予定です。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいでしょうか。他にございますか。釜屋委員

- 3番 釜屋委員 (聴取不能)
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 課長
- 田中子ども未来課長 高木電工さんから30万円新たに頂いたものでございます。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員
- 14番 中村委員 23ページのところでふうに30万円もらった分は需用費ということで消耗品を買うということで計上されているんですけど、主だったものってどういうものですか。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 課長
- 田中子ども未来課長 当初は(聴取不能)につきましては町の方でというお話だったんですけども本をぜひ購入させていただきたいなということで考えておりました、テーマとしましては環境ですとか、そういったものに特化したものを各保育園に揃えられたらいいかなということで社長さんにもご了解をいただいているところです。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。釜屋委員
- 3番 釜屋委員 (聴取不能)
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 課長
- 田中子ども未来課長 財源としてはこれまでの(聴取不能)のお金ですので国からくるものであります。既にもう片方の親に支払われている場合はなかなか話ができないというところがありますので新たに実際に養護されてる方に申告していただいて受給していただくという形であります。
- 3番 釜屋委員 (聴取不能)
- 田中子ども未来課長 国の今予算補正させていただいた分から支出することになっております。
- 3番 釜屋委員 (聴取不能)
- 田中子ども未来課長 10名程度という把握をしております。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 二重に支払われていることはないってことですか。
- 田中子ども未来課長 結果的に二重になってしまう場合もあります。
- 3番 釜屋委員 (聴取不能)
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 それは片方は返金を求めるということです。そこまではなかなか、わかりました。他にございますか。よろしいですかね。
- (「なし」の声あり)
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。
- (「なし」の声あり)
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 なしと認めます。採決に入ります。議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)子ども未来課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に議案第6号 箕輪町第5次振興計画の変更について子ども未来課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 それでは子ども未来課に係る分についてご説明いたします。総論的な部分につきましては本会議でご説明させていただいておりますのでチャレンジ目標基本構想から説明をさせていただきたいと思っております。まず39ページをお願いいたします。チャレンジ目標「7・5・1のスクラム」教育力向上チャレンジということでこれまで8が7になったものですが、保育園が8園から7になるということで変更させていただきましてみのわっ子チャレンジという用語も前回ありませんでしたけれども、こちらを盛り込んだものとなっております。続きまして43ページをお願いいたします。10「目指せ！子育てユートピア」子育て安心チャレンジということでございます。これも先ほどと同じですが、みんなで育てるみのわっ子というキャッチフレーズができましたのでこれを基に各種取り組みを進めるということでありまして子育てに関する情報発信の充実ですとかみのわ版ネウボラと子ども相談室(子育て世代包括支援センター)の充実ということで取り組んでいきたいと思っております。続きまして基本計画でございます。飛びますけれども85ページをお願いいたします。第3節 育児・子育て支援ということであります。施策1みのわ版ネウボラによる子育て支援体制ということで引き続きやっていく部分でありますけれども充実を図っていききたいということでございます。施策2でございます。特別な支援が必要な子ども・家庭への支援ということでございましてヤングケアラー、子どもの貧困等子育てに取り巻く環境が変わってきておりますので、こちらに取り組んでいくということでございます。1枚おめくりいただきまして86ページをお願いいたします。子育てを応援する地域づくりということでありますけれども、こちらもこういった視点でこどもの居場所づくりということで推進していききたいというものでございます。87ページ第4節 保育園における保育の質の向上ということで新たに節を起こさせていただきました。保育園につきましては以前から取り組んでいるところでありますけれども、保育の質の向上と言われて久しいところでありますけれども施策1、2、3、4ということで取り組みながらさらなる充実を図っていききたいというものでございます。特に施策2でございますけれども平成29年に保育所保育指針というものが改定されておまして教育というものにつきまして重点的になっているというところにも力点を置いていききたいというものでございます。88ページをお願いいたします。施策4でございます。子育てに優しい環境整備ということで保育施設にかかわらずという部分はありますけれども引き続き環境づくりに取り組んでいききたいというものでございます。少し飛びますけれども107ページをお願いいたします。地域への愛着と誇りを育てる教育の推進ということでございます。施策1の中でありましてけれども、こちら保育園ということで総参加での教育の推進を図っていくというところで引き

続きでありますけれども取り組んでいきたいというものでございます。1枚おめくりいただきまして108ページでございます。こちらも特に変更したところはございませんけれども、施策1の中で子供の育ちの連続性を支える幼保・小・中等の連携ということで引き続き取り組んでいきたいというものでございます。子ども未来課に係わる部分については以上でございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 先ほど新設された87ページのところで施策2の保育園の質の向上の中で養護と教育の一体となった保育内容の充実というの今までもやってる中でのことですが、特に養護というのはどのくらいの範囲のところを言われてるのでしょうか。範囲というか養護っていうと今ふとすみません、感じて今までにないあれなので。質の向上の中で。すみません、特にどういうことを意識して養護にされたのかなと思ったので。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○田中子ども未来課長 明確なものは何て言うんですかね、これまでも保育所保育指針ということに乗っ取って運営してきている中でこの点が強調されていることを念頭に置いて進めるという意味合いもありましてちょっと範囲とか具体的にちょっと今この場ではなかなかお答えできませんけれどもこういったことを明文化して職に取り組んでいくということで掲げさせていただきました。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決いたします。議案第6号 箕輪町第5次振興計画の変更について子ども未来課に係わる部分を決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算、子ども未来課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○田中子ども未来課長 それでは細部説明よろしくお願ひいたします。細部につきましては各係長の方から説明させますのでお願ひいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 それでは令和4年箕輪町予算に関する説明書、緑色の表紙になるものですがそちらの一般15ページをご覧ください。こちら分担金及び負担金になっており

ます。下の民生費負担金、02 児童福祉費負担金ということで保育園の運営に係わる負担金を計上しております。続きまして一般 20 ページをご覧ください。16 款 国庫支出金になります。民生費国庫負担金になります。02 保育園運営費負担金ということで子どものための教育・保育給付費負担金ということで認定こども園や幼稚園などに通うお子さんの施設利用の給付金になります。負担金になります。その下、児童手当費負担金ということで扶助費としまして計上してあります。その下総務費国庫補助金になります。地方創生臨時交付金ということで 0372 の子育て支援センター事業費と 0380 保育園運営費ということで計上してございます。こちらの方につきましてはコロナの感染対策の消耗品や備品を購入するものの充当になります。続きましてその次のページ、一般 21 ページお願いいたします。民生費国庫補助金ということで児童福祉費補助金になります。こちらにつきましては子ども・子育て支援事業補助金、子ども・子育て支援体制整備補助金、子育てのための施設等利用給付交付金、保育対策総合支援事業補助金、地域子供の未来応援交付金、保育士等処遇改善臨時特例交付金の計上となっております。続きまして一般 24 ページをご覧ください。県の支出金になります。民生費県負担金ということで保育園民費負担金、子どものための教育・保育給付費の県負担金、こちらも国庫にありました認定こども園や幼稚園の施設利用の負担金になります。その下、児童手当費負担金になります。続きまして一般 25 ページ児童福祉費補助金になります。こちら子育て支援総合助成金、子ども・子育て支援事業補助金、多子世帯保育料減免補助金、木質空間整備事業補助金、子育てのための施設等利用給付交付金、保育対策総合支援事業補助金となっております。続きまして一般 32 ページをご覧ください。ふるさと応援基金繰入金になります。0370 児童福祉費総務費、0380 保育園運営費、0381 保育園施設整備費への充当に対するものです。こちらについては出生祝い金保育園で行っているみのわっ子チャレンジ事業や保育園の建設の方に充当するものになります。一般 35 ページをご覧ください。諸収入になります。雑入としまして保育園職員給食費負担金ということで保育園職員の給食費の収入になります。続きまして一般 36 ページをご覧ください。雇用保険料本人負担分ということで子育て支援センターの保育園職員子ども・子育て支援事業教育相談員の先生ですね、0398 の児童発達支援事業費は若草園の職員になります。こちらの会計年度任用職員の雇用保険の本人負担分になります。続きまして一般 42 ページをご覧ください。町債になります。民生債ということで保育園整備事業債、保育園施設の整備費として計上してございます。続きまして歳入に入らせていただきます。一般 85 ページをご覧ください。児童福祉総務費としまして子ども・子育て審議会委員報酬で 2 万円を計上しております。人件費については総務課の方で一括して計上してございます。18 の負担金、補助金及び交付金としまして子どものための教育・保育給付費負担金、子育てのための施設等利用給付費ということでこちらにつきましては認定こども園や幼稚園に通うお子さんの施設利用の負担金であったり幼稚園や認定こども園に通うお子さんでも預かり保育、延長保育を行うお子さんおりますのでそちらのお子さんの負担金の支払いになります。続きまして 0371 児童手当費になります。こちらにつきましては扶助費の計上となっております。

3年度までは現況届などを発送しておりましたが、令和4年度から現況届の提出が原則不要になりましたので印刷製本費、通信運搬費の方が削除されております。続きまして一般87ページ、子育てセンター事業費になります。報酬につきましては会計年度任用職員のものになります。02のお給料以下、共済費までにつきましては総務課の方での一括の計上になっております。続きまして88ページをご覧ください。使用料及び賃借料ですが、商業施設賃借料ということで264万円計上してございますが、こちらについてはイオン箕輪店内にあるみのわ〜れの家賃となっております。1ヶ月22万円となっております。続きまして18の負担金補助金及び交付金ですが、地域子育て支援事業補助金ですが、こちらについては地域の子育てサークルの活動ということで補助金を支出する予定となっております。金額については構成員の人数によってそのサークルによって金額に差が出ております。続きまして0380保育園運営費になります。報酬0103の非常勤職員報酬ですが、こちらは会計年度任用職員の報酬になっております。02給料以下04の共済費までにつきましては総務課の方での一括計上となっております。保育園の活動としまして報償費にみのわっ子チャレンジ事業講師謝礼ということで54万2,000円みのわっ子チャレンジ事業の消耗品としまして52万5,000円ということで計上してございます。一般90ページをご覧ください。17の備品購入費になります。みのわっ子チャレンジ事業ということで15万5,000円を計上しております。その下、子どもの居場所木質空間整備事業で備品を計上しています。こちらの方につきましては県産材を利用したおもちゃや調度品を政策して備品で購入するものですが、県の補助金が4分の3つきます。令和元年度から令和4年度までの4カ年の事業となっております。令和4年度が最終年度となります。私の方の説明は以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園施設係長 引き続きまして90ページ0381の保育園施設整備費をお願いいたします。需用費につきましては主には経常的なものでございますが、一つ新型コロナ関連といたしまして保育園の消耗品の購入を予定しております。委託料でございますけれども、こちら前段は経常的な経費となっております。新たなものといたしましては91ページの方でございますが、三日町保育園を先ほどご覧いただきましたが園地の拡張ということでですね、南側の田んぼをですね、お譲りいただくというようなことですね、用地の測量等の業務を委託してまいりたいと思っております。また保育園の長寿命化の事業の中で松島保育園がですね、老朽化してきております。そちらの改修の計画を立てるための基本設計の業務を委託していきたいと思っております。使用料及び賃借料もこれも経常的なものでございます。工事請負費ですけれども例年各保育園から要望があったものをですね、予算化しております。施設設備遊具の改修の工事費となっております。公有財産購入費といたしまして三日町保育園の拡張用地の購入費を見込んでおります。補償・補てん・賠償金ですけれども三日町保育園の拡張用地の補償料ということで見込んでおります。続きまして0395の保育園建設費でございます。木下保育園完成後にですね、パンフレットをですね、印刷したいということでですね、印刷製本費を計上させていただいております。私からは以上です。



○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松子育て支援係長 続きまして 0396 子ども・子育て支援事業費になります。一般 92 ページをご覧ください。委託料になります。病児・病後児保育委託料としまして 2,200 万 1,000 円計上してございます。こちらにつきましては生協病院内にありますいちごハウスへの委託料になります。その下子どもの居場所づくり推進事業としまして 260 万 6,000 円計上してございます。18 の負担金補助金及び交付金ですが、こちらの負担金、病児・病後児保育事業運営費負担金 72 万 3,000 円計上してございますが、こちらにつきましては中央行政組合、中央病院にあります病児保育室あるぷすへの負担金の支出として計上してございます。その下、補助金ですが子どもの居場所づくり事業補助金としまして団体への補助金ということで 110 万 4,000 円を計上してございます。私の方の説明は以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○鈴木子ども相談室係長 0397 相談支援事業費ですけれども、こちらは若草園と福祉サービスを利用する子どもさんへの計画相談を行う相談支援事業者みのわの運営に係わる経費を計上しております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○福島子育て支援担当係長 0398 児童発達支援事業費についてご説明させていただきます。こちらは児童発達支援事業費に関しては若草園の運営費という形になります。まず職員の給与等については総務課の方で説明になりますが、基本的に 01 の報酬においては昨年度看護師の部分 2 名の分を載せてありましたが今年は 1 名という形で計上させてもらっております。もう 1 名につきましては医ケアのお子さんが保育園の方に行くようになりますのでその関係で保育園運営費の通常保育の方に看護師分を 1 名計上させてもらっております。続きまして 0701 の報償費になります。こちらは言語聴覚士等の謝礼という形になっておりますが、昨年までですと、こちらに理学療法士または心理職の報償費も入ってございましたが、心理職につきましては今までお願いしていた方が辞められてしまいましたので今度町内の事業所にいる心理職の方をお願いするということで委託料の方に盛らせてもらっております。また理学療法士につきましては 1 名対応でいくということで今までどおり 12 の 01 の上伊那生協病院の方へ委託料といたしまして、機能訓練士の委託料にプラスしまして先ほど現地の方でも説明させていただきました若草園の増築に関する工事設計とかの委託料を計上させてもらっております。続きまして 14 の 01 工事請負費、こちらも若草園の増築用地内の工作物の移転またはその解体工事等につきましてはの予算を計上させてもらっています。16 の 02 こちらも公有財産購入費ということで若草園の増築用地の購入費の予算を計上させてもらっております。続きまして 21 の 01 補償、補填及び賠償金というところでこちらも若草園増築用地の中にあります用地の補償料という形で予算を計上させていただいております。説明は以上になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。副委員長

- 6番 松本委員 91ページの松島保育園の改修のことなんですが、老朽化してきているということですが具体的にはどのような形になっているわけですか。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 係長
- 市川保育園施設係長 松島保育園ですけれども今の保育園がですね、平成11年度に開設されております。そこから20数年経っておりまして経年劣化が進んでいるということでございます。具体的にどこをどうするかということがですね、まだはっきりしておりませんで、まず調査をする必要があるということでそういう調査費的なものとなります。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。ちなみに今後のスケジュールはどういうふうになりますか、保育園関係は。調査して計画作って。係長
- 市川保育園施設係長 来年度基本の調査的なことをしてですね、令和5年度に基本設計、実施設計を行いまして令和6年度に改修工事に着手できたらなというそんな計画ではおります。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。どうでしょう。釜屋委員
- 3番 釜屋委員 ファミリーサポートセンター事業についての助成金、この利用率ってというのは今どのくらいですかね。利用状況。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 係長
- 小松子育て支援係長 助成金の利用ということでよろしいですかね。ファミサポの利用。助成金でしたら実質現在のところ実績は2世帯が何回か使われているというところで助成金の活用はそうっております。
- 3番 釜屋委員 結局子育て支援センターが仲介に入って利用者さんとあれを繋ぐってことだけで本人同士のお金はやり取りしてることですよね。この利用助成金というのは助成もしている。
- 小松子育て支援係長 そうです、ファミサポの任せて会員さんがお願い会員さんの仲介は子育て支援センターで行っておりまして利用料につきましては一旦お支払いいただくんですが、その分をすみません、何割かちょっと抜けてしまっているんですか、助成するという形で後日助成するという形で一旦は利用料はお支払いいただいて後日助成するという形になっております。
- 3番 釜屋委員 助成の制度があるんだね。
- 小松子育て支援係長 はい。
- 3番 釜屋委員 分かりました。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。中村委員
- 14番 中村委員 先ほど松島の保育園の今後についてちょっと説明をいただきましたけど、一応令和6年度くらいまでについていう話でしたけど、今進めているJAのところの多目的施設ですか、あれは一応令和6年までに一応つくって開館したいというような話もありましたけど、その辺は予算的にとか被っても大丈夫な範囲ですかね。
- 5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○市川保育園施設係長 時期的に重複してくることも予想されるかなと思います。その辺は全体的なところを見てということになるのかもしれないですけども、とにかく事業費が幾らぐらい修繕、改修にかかるかっていうところがまだ見えていないところがありますのでまた事業費などがですね、見えてきたところで単年度で完結させるのか、あるいは複数年度をかけてやっていくかというそういう判断にも場合によってはなってくるのかなとは思っています。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算、子ども未来課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。子ども未来課に関する審査以上になりますか。それでは協議会に切り替えます。

【子ども未来課 終了】

## ⑥学校教育課

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。学校教育課にかかわる審査をしたいと思えます。まず議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)、学校教育課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。課長

○三井学校教育課長兼管理係長 それでは議案第2号 令和3年度箕輪町一般会計補正予算(第13号)の学校教育課分につきまして細部説明をいたします。説明につきましては係長より説明しますのでよろしくお願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 学校教育課に係ります補正予算の説明を行いたいと思えますのでお願いいたします。予算の資料の13ページをお願いいたします。歳入の方から順番にご説明をいたします。16の国庫支出金でございますが、10の教育費国庫補助金になります。こちらにつきましては04社会教育費補助金といたしまして放課後児童支援員の処遇改善に伴います臨時特例交付金の歳入を見込んでおりますのでこちらの金額の国庫支出金ということで収入を見込んでおります。次に06の教育総務費補助金でございますが、こちら公立学校の情報機器整備補助金ということで後ほど歳出の際に説明をさせていただきますが、令和4年度に学校の教職員のパソコン校務用兼学習用パソコンの更新に伴います整備の補助金に

なりまして国の補正予算の交付決定に伴いまして今回の補正予算で提出をさせていただいておりますのでお願いいたします。続きまして歳出をお願いいたします。31 ページをお願いいたします。10 款の教育費でございます。こちらまず 1005 小学校管理費でございますが、1001 需用費の消耗品費になります。こちらにつきましては中部小学校内にある学びの教室の移転に伴う内容でそれに伴う消耗品の増額でございます。現在、学童クラブの中部教室を西校舎で運営しておりますが、こちらを増設 1 教室増やすというふうになっておりますので現在使用中の学びの教室を中部小学校の空き教室へ移転する際に必要になる消耗品として計上させていただいております。続きまして 1010 小学校教育振興費でございますが、12 の 01 委託料でございます。こちらは先ほど歳入の際にもご説明いたしました教職員の校務兼学習用パソコンの更新を控えておりますのでそちらに伴う 624 万 5,000 円の支出でございます。こちらは国庫補助で決定したものを令和 4 年度の更新に向けて補正予算として対応させていただくものでございますのでお願いいたします。続きまして 1015 の小学校給食費をお願いいたします。0103 の非常勤職員報酬でございますが、こちら給食調理員の処遇改善に伴う交付金額の増となっております。小学校に配置しております南小、東小、西小の 3 校に給食調理員がおりますのでこちらの会計年度任用職員の増額分 3%増額を見込んだ金額となっております。その下の 1201 の委託料でございますがこちら同じく給食調理員の関係になりますが、中部小学校、北小学校で給食調理を業者に委託をしておりますのでそちらの委託料の増額分、請負業者の増額分ということになっておりますのでこちらの金額となっております。続きまして 1047 中学校教育振興費をお願いいたします。1201 の委託料でございます。こちら先ほどお伝えしました小学校の導入ということで中学校も同様に教職員の校務兼学習用パソコンの更新を予定しておりますので中学校に係わる費用ということで計上しております。お願いいたします。続きまして 32 ページをお願いいたします。18 の 02 の補助金でございます。こちらは中学校における 11 月以降に県大会に出場した部の出場に関する補助金でございます。陸上部や女子ソフトテニスなど県大会以上に出場した部活動に対する補助金の支出でございます。続きまして 1049 中学校給食費をお願いいたします。01 の 03 非常勤の報酬でございます。こちら中学校によります給食調理員の会計年度任用職員の 3%増額分を見込んだ金額となっておりますのでお願いいたします。1071 の学童クラブ運営費をお願いいたします。こちら 01 の 03 非常勤報酬ということで 15 万 3,000 円でございます。こちらは会計年度任用職員の学童クラブ指導員がおりますのでこちら 3%増額を見込んだ分になっておりますのでお願いいたします。それから 10 の 01 消耗品費でございますがこちら学童クラブを一室増やす形になりますのでこちらに係わる消耗品費の増額となっております。最後に 14 の 01 の工事請負費になります。こちらは先ほどからお伝えしております学童クラブ中部教室に 1 教室既存の教室を使わせていただきますのでタイルカーペットの設置ですとか新しく教室として利用するために必要な工事としてやるものでございます。

○ 5 番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長（聴取不能）係長が説明しました校務兼学習用パソコンの導入業務事業ということで繰り越しということで令和4年度に対応する予定でございます。以上が説明になります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございますか。議長

○小出嶋議長（聴取不能）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 今ご指摘のありました話になりますが、小学校管理費それから1071の学童クラブ運営費にそれぞれ消耗品を計上させていただいております。1005の小学校管理費に伴います消耗品費ですが、こちらは現在、中部教室の上で利用してまう学びの教室を中部小学校の南校舎へ移設をしましてその空き教室を利用する際に新しく設置が必要な例えばホワイトボードですとか戸棚ですとか、そういった教室の運営に伴う物品を購入するための費用となっております。それから1071の消耗品費でございますが、こちら学童クラブを現在2教室分を3教室に広げるという形になりますので、1教室分にまだついていない例えば座卓低い机ですとか新しく掃除機が必要だったりですとか、教室を増やすことで分かれても使える学童クラブに必要なものを買うという見込みになっております。以上です。

○小出嶋議長（聴取不能）

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 ですので中部小学校の西校舎、現在1階2教室を学童が使ってます。それで上2つを中部小学校で使ってます。そのうちの一つの学びの教室を本校舎の方に移設する。空き教室の方に移設する。そのための消耗品の分、それと今度は学童を新たに1教室学童に必要な消耗品の分ということで教室移転に伴うそれぞれの学校側と学童側に消耗品がいるというそういうことになります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 ICT支援員を増員するということでここにあります教育DX推進センターというかセンター的なもの、そういうものを（聴取不能）この事業の粗々なことは補正の時か。今補正だね、後にします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○14番 中村委員 校務兼学習用のパソコンの導入ですけれども、小学校と中学校で具体的には何台くらい予定しているか教えてください。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 小学校と中学校それぞれ現在先生方Windowsのパソコンを利用してまして、今後児童生徒と同じようなChromebookを活用した学習用兼またそういった校務で使えるパソコンといたしまして小学校分で90台、中学校分で47台を想定しております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 町長が説明しましたこの施策並びに予算編成方針の中では全部で 122 台とありますけれども、これはあくまでも先生分で予備分がこれに足されて先ほどの係長の申した合計で 137 台になるかと思しますのでよろしくをお願いします。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○1 4 番 中村委員 いろいろ(聴取不能)の関係とかでなかなか難しい部分もあるというのは私たちが支給してもらったときもあったんですけど、その 137 台だかの購入の見通しというかは大丈夫ですか。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 現在まだ使用しているパソコンが継続して 8 月 9 月頃まで継続して利用しておりますのでその間を利用して新しいパソコンを調達し、システム並びに設定を行っていきまして 9 月、10 月から新しいものを使用していくという、その切り替えのタイムラグはないようにしていきたいと思っておりますので即時切り替えじゃなくて令和 4 年度も半年ほど使いまして準備を進めていくということになります。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第 2 号 令和 3 年度箕輪町一般会計補正予算(第 13 号)学校教育課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。次に議案第 6 号 箕輪町第 5 次振興計画の変更について、学校教育課に係わる部分を議題といたします。細部説明を求めます。係長

○三澤教育総務係長 それでは議案第 6 号の第 5 次振興計画の変更に係わりまして学校教育課に関する説明をさせていただきたいと思えます。冊子をもとにご説明いたしますが、105 ページの第 6 章以降が教育委員会、学校教育課の中心となっておりますのでお願いいたします。まず現状と課題といたしましてはそちらに記載のとおりでございますが、主な流れといたしましては現在の状況踏まえまして情報化 ICT の推進教育を進めてまいりましたが、さらに情報化によりまして今後推進する DX にもなります。またこちらにも記載がありますが、ネイティブの英語教育ということで現在力を入れております英語教育の部分を追加として記入をさせていただいている状況でございます。続きまして 108 ページ以降になりますがお願いいたします。こちら第 2 節になりまして自己肯定感をもち、創造的に生きていく教育の推進ということでお願いいたします。施策 2 の生きる力を育成する学校教育の推進部分で追加をさせていただいております。こちらに関しましては先ほどお伝えしま

した ICT 教育のさらなる推進またこちらにも写真にありますとおり 1 人 1 台パソコンを既に活用して進めさせていただいておりますのでこちらの内容また既に実施をしておりますオンラインによる他校との交流も進めておりますのでこちらの基金の活用また子ども達の生きる力の育成ということでこちらの部分の記載をさせていただいております。また同様に施策 3 の方についても学びの保障ということでこちらにも ICT を中心とした内容を入れさせていただいております。続きまして 110 ページ施策 5、6 が追加となっておりますのでお願いいたします。こちらは GIGA スクールの伴うさらなる推進ということでお願いいたします。今まで一人 1 台パソコンを整備いたしまして今までは機器の整備ですとか導入の方を中心にやってきておりますが、今後は子ども達にそれを活用いただきそういったものをさらに教育の活用の中となるように進めていきたいという考えを入れさせていただいております。また学校情報化優良校の認定も受けておりますので、こちらにつきましても 6 校すべてに認定済みという内容を入れさせていただいております。今後につきましては学校現場においてさらなる活用を進めてまいりたいと思っておりますのでそちらの内容を入れさせていただいております。また施策 6 の内容でございますが、こちら子どもの健康と安全対策ということで交通安全また防災の関係、学校給食の充実等授業で取り入れている部分もございましてこちらについてご記入をさせていただいております。以上です。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了いたしましたので質疑に入ります。質疑ございますか。唐澤委員

○7 番 唐澤委員 最後の 110 ページのところの一番下ですね、子どもの健康と云々のところですが学校給食の方ですね、地産地消にも力を入れ生産者との交流を食育にもつなげていきますということですが、これは具体的に既にやっておられるのか、あるいはこれから先どんなふうに取り組みされるのか、この辺についてはいかがでしょうか。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 全てにおいて取り組みが完了しているということではございませんが、中学校の箕輪学においても 3 年生で地元の農業者との親交ですとか協力をいただいて、製品の販売等も行ってございますし、そういった体験も進んでおりますのでそういった生産者の皆さんとの交流とございますか、そういったものを広げながら学校給食の食材につきましてもそういった取り組みを進めているという状況でございますので、それを取り入れながら進めていくということでのご報告をさせていただければと思います。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決をいたします。議案第 6 号箕輪町第 5 次振興計画の変更について学校教育課に関わる部分を可決すべきものと決する

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告いたします。

次に議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算、学校教育課に係わる部分を議題いたします。細部説明を求めます。課長

○三井学校教育課長兼管理係長 それでは議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算の細部説明につきまして係長よりご説明申し上げますのでよろしくお願いします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 それでは令和4年度の学校教育課に係わる予算の内容につきましてご説明いたしますのでお願いいたします。主に予算の説明書に沿ってご説明ということでお願いいたします。まず歳入の方から順番にお願いいたします。主な内容だけちょっとお伝えしたいと思います。お願いいたします。16ページの14款の分担金及び負担金ということでこちらは学童クラブの運営にかかわる保護者負担金の収入になってございますので引き続き学童クラブの利用に関する歳入となっております。続きまして22ページをお願いいたします。こちら16款の国庫支出金となっております。こちらは10の教育費国庫補助金でございまして、主に小学校費の補助金、中学校費の補助金、社会教育費の補助金ということでお願いいたします。こちらは学童クラブの運営に係わるもの、子ども子育て支援事業補助金になります。また特別支援の就学奨励費の補助金を受けておりますのであとまた理科振興の関係ですとか、こういった国庫補助を令和3年度に引き続き補助を受けて実施をしてみたいと思いますのでお願いいたします。続きまして27ページをお願いいたします。こちらは17款 県の支出金でございまして、10の教育費県補助金ですが、こちらは同じく先ほどの学童クラブの運営に係わるものが国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1ということになりますので県の関係の支出金ということで3分の1を見込んだ学童クラブの運営の交付金を見込んでおります。また中学校の部活動指導員の任用補助金も受けておりますのでこちらについても記載をさせていただいております。歳入に関しては主な内容は以上となっておりますので、あとすみません、最後に43ページになりますがこちら起債の関係でございまして後ほど歳出の方で説明をいたしますが、緊急防災減災事業債を活用いたしまして西小の体育館のトイレ改修工事と中部小の避難所用トイレの設置工事の財源ということで起債事業を見込んでおりますのでお願いいたします。それでは歳出の方に移りたいと思いますのでお願いいたします。141ページ、説明書の141ページをお願いいたします。10款の教育費でございまして、事業費を順番にご説明いたします。1001の教育委員会費になりますが、こちらは教育委員さん等に係わる事業費でございまして令和3年度と大きな変更はございませんのでこちら記載のとおりとなっております。続きまして1002すぐその下ですが、事務局費になります。142ページ、143ページに渡っておりますのでお願いいたします。こちら1002の事務局費でございまして01の03非常勤職員の報酬でござい



ます。令和 4 年度から DX 推進に係わる大きな変更ございますので ICT を活用した情報教育活用支援員ということでこちらを 3 名ということになりますのでこちらの金額を見込んだ職員の報酬となっております。また特別支援教育の支援員の分も見込んだ分もこちら特別支援教育の支援ということでもあります。0701 の子育て応援入学祝金ということで、こちらにつきましては継続して令和 4 年度も取り組みたいと思っておりますのでお願いいたします。また 143 ページにいきまして 12 の 01 の委託料でございますが、こちら引き続き外国語教育支援業務委託ということで令和 4 年度も各学校に英語講師を配置いたしまして継続した事業に取り組みたいと思っておりますのでお願いいたします。1002 で大きな変更がある内容また予定している内容は以上になります。続きまして 144 ページをお願いいたします。1003 の教職員住宅管理費をお願いいたします。こちらは教職員住宅の管理に係わる事業費となっておりますが、令和 3 年度と大きな変更点はございませんのでこちらに予算計上したとおりでございます。続きまして 1005 の小学校管理費をお願いいたします。こちら 144 ページから 146 ページにわたる内容となっておりますのでお願いいたします。主には小学校の学校施設の運営管理等に係わる内容となっておりますのでお願いいたします。大きな変更点といたしましては 146 ページの 14 の 01 工事請負費になります。こちらは先ほども起債事業の際に説明をいたしました、西小の体育館のトイレ改修工事ということで現在トイレの男女共同の空間になっている部分がありますので、こちら男女別のトイレに改修いたしまして利用者の環境整備を行いたいと思っておりますのでお願いいたします。また中部小学校の避難所のトイレの設置工事ということで現在先ほど補正予算の際にもお伝えいたしました西校舎に学童を一室広げるといことになりますのでこちらの西校舎のところにトイレがありませんので現在藤が丘体育館の体育館利用との共有の利用となっております。また災害対策のために藤が丘体育館が避難所ということにもなっておりますので以前からトイレが少ないというご指摘もありましたので今回その中間に当たる敷地に中部小の避難所用トイレということで設置いたしまして主に学童クラブの利用者の利用ですとか、体育館利用者に対しましてのトイレの設置工事を行いたいと思っておりますのでお願いいたします。続きまして 1010 の小学校教育振興費、同じく 146 から 147 ページにかけてお願いいたします。1301 の使用料及び賃借料ということでこちら既に設置が済んでおりますが、小学校に設置済みの大型提示装置を含めたリース料がございますので令和 4 年度も引き続き利用していくということでリース料の料金を計上しております。こちらについては小学校の教育振興に係わる事業費となっておりますので、お願いいたします。続きまして 1015 の小学校給食費をお願いいたします。147 ページから 148 ページにかけてでございます。こちら小学校の給食に関する事業費となっておりまして、大きな変更点はございませんので令和 3 年と同様の内容となっております。続きまして 1045 の中学校管理費をお願いいたします。148 ページから 150 ページにかけてでございます。こちらは中学校の学校施設等の維持管理運営等に係わる費用となっておりますのでお願いいたします。こちらにつきましては中学校の部分でありますけれども令和 3 年と同じ内容で起債をさせていただいておりますの

で大きな変更ではございませんのでお願いいたします。続きまして 150 ページの 1047 中学校教育振興費をお願いいたします。こちらにつきましては小学校と同様に中学校に関する中学校の教育振興に関する事業費でございますのでお願いいたします。こちらにつきましても 13 の 01 になります。使用料及び賃借料のところ、既に中学校にも設置済みの大型提示装置がありますので、これのリース料含めた他のリース料の予算計上になっております。それ以外には大きな変更点ございませんので引き続き教育振興に係わる予算を計上しております。次に 1049 の中学校給食費をお願いいたします。151 ページから 152 ページにかけてになります。こちら中学校の給食に関する事業費となっておりますのでお願いいたします。こちらにつきましては給食室等を維持するための内容となっておりますので、こちら令和 3 年度と大きな変更はございませんので計上させていただいたとおりでございます。続きまして 156 ページをお願いいたします。1071 の学童クラブ運営費でございます。こちらにつきましては学童クラブを運営するのに必要な予算の計上となっております。主な内容といたしましては 1301 使用料及び賃借料になりますが、学童クラブ ICT システム利用料を計上させていただいております。令和 3 年度に整備をさせていただきましたシステムですが、出欠席など電子化したシステムを学童クラブで利用しておりますのでこちらに関して引き続き令和 4 年度も使用させていただきたいと思っておりますのでこちらのシステムに関する利用料を計上させていただいております。また 14 の 01 工事請負費でございますが、こちらは学童クラブの東部教室、東小の児童が利用する学童クラブになりますが、現在利用スペースが狭くなっているということで少し広げた場所を利用できるようにするために改築工事を行う予定でございますので工事請負費にさせていただいております。予算の細部については説明は以上になります。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございますか。釜屋委員

○3 番 釜屋委員 事業についてですけれども DX 推進センターっていうイメージがちょっとあれなんですけど、先生が（聴取不能）で（聴取不能）支援体制のことをサポートセンターっていうんですかね。ちょっと教えてください。

○5 番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 議員おっしゃられるとおり 4 月から教育 DX 推進センターということで学校教育課内に配置するということを計画しています。中に人員体制でございますが、3 人体制でございます。その中でハードの面に詳しい推進委員さんとその他に教員資格を持った推進委員さんお二人ということでその 3 人体制でハード面また事業をどう生かしていくかというような形です。基本的には朝学校教育課の方に出勤いただいて本日の業務の打ち合わせをしていただいて基本的には各学校へ週に何回ずつというような配分です。回って対応をしていく予定です。どうしてもそのハード面での何か障害が起きたときにはまた急遽その学校へ飛ぶことも当然あるかと思いますが、基本的には内部事務よりも学校へ出向いてですね、事業支援等に当たっていただく予定で計画してござい

ます。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 先生の指導もして下さるし、子どもにも直接やり方を指導するんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 そうですね、教員資格をお持ちの先生は直接授業、要は担任なり専科の先生と一緒に授業をつくっていくということもあります。その ICT の機器のサポートをしながらかっていうような形になります。場合によったら先生と一緒にこんな授業を組みたいからという事前打ち合わせをして 2 人で担当しながらね、やる場合もありますし、ちょっとまだ細部は細かくは打ち合わせができておりませんが一応担任と専科の先生と一緒に授業をつくっていくような形を目指していきたいと思います。それでいろんな学校回ることによって例えば認知度とかこの学校は進んでる、遅れてるっていう状況も学校回ることによって授業進度もわかると思いますのでその辺例えばこの先生こんな良い授業やってたよっていう情報も他の学校にもお伝えしながら全体のレベルアップにつながっていけばというふうに考えております。

○3番 釜屋委員 それで特別支援教室の方へもそういう指導も入れるんですかね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○三井学校教育課長兼管理係長 そうですね、必要に応じて特別支援学級の方でもそのお子さんに適した形でという特別支援の先生の方からこういったことっていうのも当然相談に乗る業務の一つと考えております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。議長

○小出嶋議長 (聴取不能)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○三澤教育総務係長 東京学芸大学の教授の先生につきましては ICT セミナーで以前からご講演をいただいております。今までは年 1 回程度ですとか、また授業を学校を見ていただきながら先生向けにご講演をいただいている状況であります。令和 4 年度からは年間を通して何度か訪問いただいたりですとかご相談をいただく中で授業支援をしていただきたいと思いますので、先ほどの ICT の支援員とは別になっておりますので支援員は町の職員学校教育課の職員として先ほどご質問あったとおり授業支援を継続して行う中で定期的に学芸大学の先生にアドバイス、授業支援、授業づくりのご指導をいただくということを想定しております。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を終了し、討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第21号 令和4年度箕輪町一般会計予算、学校教育課に係わる部分を可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決しましたのでその旨本会議で報告させていただきます。学校教育課に係わる議案はすべて終了ですね。

【学校教育課 終了】

午後2時00分 閉会